

道路自由使用権の性格と利用者保護（一）

畠山武道・土居正典

はじめに

状にも言及し、今後の公物自由使用をめぐる議論のための基礎作業をしようとするものである。

- 周知のように、公物の利用関係は、特許使用や許可使用のような例外を除くと、一般に利用者に特別の保護のあたえられない公物管理権の反射的効果と考えられてきた。しかしながら、このような考えは、公物あるいは公共施設が、今日の市民生活においてはたしている役割や市民生活に与えている影響を考えると、いかにも一面的であるという印象をまぬがれないと思われる。
- また、公物は、単に国や地方公共団体等が公の目的のために公衆の利用に供した有体物という定義以上に、より豊かな広がりをもつて考察することができる。すなわち、公物は、一方で人々の市民生活に不可欠の社会資本を形成するとともに（この点については、西谷剛・計画行政の課題と展望二〇三一一〇五

本研究ノートは、執筆者二名が現在進めている公物法研究の一環として、特に公物の自由使用をめぐる法律関係に焦点をあて、公物自由使用めぐる日本の判例学説を整理するとともに、あわせて西ドイツとアメリカ合衆国の法制度や利用者保護の現

はじめに

- 第一章 道路自由使用をめぐる判例の展開
第二章 学説の対応
第三章 ドイツにおける判例・学説の動向
（以上本号）
第四章 アメリカ法の構成
第五章 公物利用と利用者の権利保護
（今後の課題と展望）
第六章 まとめ

貢、遠藤博也・行政法II（各論）二二六—二七頁）、特にその利用を考えるにあたっては、慎重な考慮を必要とする公共的な資源をも形成しているように思われるからである（この点については、本稿第五章参照）。特に、海浜、空地、森林、河川、山林などの自然公物は、人工公物に比べて、その管理関係や利用関係が真剣に検討されることがなかつたが、これら自然公物は、将来の世代の利用あるいはそのための保全ということも考えて、特に慎重な政策判断のもとに管理されるべきであると思われる。このように、公物を公共的資源という点からとらえると、その管理や利用のあり方は、広範な市民の意思を反映し、民主主義的過程を通して意思決定されなければならないのであって、この点からも、従来の利用者の有している地位を單なる反射的利益にすぎないものとして、意思決定過程から除外してしまうのは適当でないといえる。

さて執筆者の一人（畠山）は、こうして公物法を公共資源管理法に構成すべきであるという素案を有しているが、この点は、今のところデッサンの段階にとどまるのであって、これをさらに具体的に理論構成するためには、いくつかの準備作業が必要である。そこで本研究ノートでは、これまで主にドイツ公物法の研究に従事してきた土居正典と共同作業で、公物の自由使用関係の中でも、比較的多くの判例学説の蓄積がみられる道路の自由使用関係をとりあげ、判例学説、および西ドイツとアメリカ合衆国の現状を概観することにした。今後は、この基礎

作業をふまえ、素材をさらに国有地、国立公園、森林などにまで拡大して、利用と保全・管理のあり方、およびそのための意思決定過程のあり方を検討してみたいと考えている。

さて、ここで本研究ノートの執筆分担を明らかにしておこう。本研究ノートの作成にあたっては、それぞれのこれまでの研究実績を考慮し、まず第一章・第二章は、畠山と土居がそれぞれに作成した準備ノートを持ちより、判例学説の分析、位置付け、記述の際の構成、配列などについて数回の共同討議をおこなつた後に、土居が討議内容に則してそれを文章化した。第三章は土居の、第四章は畠山の独立の筆になる。最後に第五章と第六章は、同じく共同討議の結果をふまえて、畠山がそれを文章化し、さらに若干の私見を加えたものである。本稿は、未だ研究ノート段階のものであって、共同研究として十分にまとまつたものではないが、読者諸賢が、今後の道路自由使用権に関する検討資料として利用され、さらに内容面についても、忌憚のない御意見をおきかせ願えれば幸甚である。

第一章 道路自由使用をめぐる判例の展開

(1) 本章でとりあげる判決

本章では、まず道路自由使用をめぐって、これまで下されたわが国の判決を網羅的に検討することにしたい。そこで、まず、本章で取りあげる判決を、次に掲げることにしよう。判決に付された記号のうち、○は原告が勝訴した事例を、△は本案

前の主張が認容された事例を、×は原告適格・申立適格が否定された事例を示している。なお、執行停止申立事件で、申立適格が認められたにもかからず申請が却下されたものは、△の中に含めている。

- 一 大判明治三一年三月三〇日民録四輯三巻八五頁 認容
○ (村道の共同使用権の妨害)
二 大判大正八年六月一八日民録二五輯一〇五四頁 却下
× (村道の廃止と通行の自由)
三 東京地判昭三〇年九月一二日下民集六巻九号一九六七
頁 認容○ (参道使用権と罔縫地通行権)
四 岐阜地判昭三〇年一二月一二日行裁例集六巻一二号二
九〇九頁 棄却× (市道の路線変更と通行権)
五 高知地判昭三五年四月二七日行裁例集一一巻六号一八
三〇頁 却下× (露店の占用許可と歩行者の通行妨害)
六 東京高判昭三六年三月一五日行裁例集一二巻三号六〇
四頁 棄却△ (道路の廃止と罔縫地通行権)
七 最判昭三九年一月一六日民集一八巻一号一頁 破棄・
差戻○ (村道共用の妨害排除)
八 水戸地判昭四一年六月二九日行裁例集一七巻六号六九
七頁 却下× (路線変更と旧慣使用権)
九 東京地決昭四二年一一月二二日判時五〇〇号三九頁
却下× (歩道橋設置と執行停止申立)
一〇 広島地決昭四四年三月一九日行裁例集二〇巻二・三
○頁 却下× (水路の用途廃止)

号二五六頁 却下× (歩道橋設置と執行停止申立)

一一 東京地決昭四五年一〇月一四日行裁例集二一巻一〇
号一一八七頁 却下△ (国立歩道橋反対訴訟 執行停止申立、(本案訴訟) 東京地判昭四八年五月三一日行裁例集二四
卷四・五号四七一頁 (判時七〇四号三一頁) 却下×、東京高
判昭四九年四月三〇日行裁例集二五巻四号三三六頁 (判タ三
〇号一五五頁) 棄却×

一二 福井地決昭四六年一〇月一六日行裁例集二二巻一〇
号一六一八頁 却下△ (横断歩道の廃止)

一三 名古屋地判昭四七年九月二二日判時六八二号七頁
(判タ二八二号一五三頁) 棄却△ (歩道橋設置と平面通行権)
一四 金沢地判昭五二年五月一三日判時八八一號一三六頁

認容○ (市道使用の妨害排除)
一五 大阪地判昭五二年五月二七日判タ三六五号三〇〇頁
棄却△ (歩道橋設置と罔縫地通行権)

一六 名古屋地判昭五二年九月二八日判時八七七号三〇頁
棄却・却下△× (歩道橋設置と損害賠償・損失補償・取消訴
訟等の請求事件)

一七 松山地判昭五三年五月三〇日行裁例集二九巻五号一
〇九五頁 却下× (里道・水路の用途廃止処分)、高松高判
昭五四年八月三〇日行裁例集三〇巻八号一四四四頁 棄却×
一八 宇都宮地判昭五五年一二月一八日判時一〇一〇号四

- 一九 東京高判昭五六年五月二〇日判時一〇〇六号四〇頁
控訴棄却○（市道の路線廃止）
- 二〇 水戸地判昭五八年四月一四日判タ五〇三号一二七頁
却下×（道路の廃止と代替道路の存在）
- 二一 東京高判昭五九年一二月二五日判時一一四二号五六
頁 控訴棄却○（町道の通行妨害）
- 二二 名古屋地判昭六一年三月一四日判時一一九三号七三
頁 棄却△（古出来町横断歩道橋事件と身体障害者）
- 二三 京都地判昭六一年五月八日行裁例集三七卷四・五号
六六七頁（行裁例集三七卷四・五号六六七頁・判時一二〇六
号二六頁）却下×（道路供用廃止と原告適格）
- 二四 東京高判昭六二年一月二七日判例地方自治三五号八
三頁
- (2) 道路法のあらまし
- さて、判例の分析に入る前に、簡単に、道路法の構成にふれておきたい。
- 道路通行権は、道路が公用開始されること（人工公物・公共用物たる道路の成立）によって成立する。換言すると、法律の定めるところにより、路線の指定又は認定（道路法第五条第一項、七条第一項、八条第一・二項、九条。以下、法という。）及び道路の区域の決定（法第一八条第一項、九一条第一・二項）を経て、行政主体の意思表示たる供用開始の公示（法第一八条第二項）という行政処分（公用開始行為 Widmungsakt）

によって成立した道路の開設の反射的効果——いわゆる反射的利益——であると捉えるのが、従来の判例・学説であった。

そして、公物管理法である道路法上、道路の自由使用ないし道路の廃止処分による通行不能は、行政法学上、一般的には公物の成立・消滅の問題として論じられている。即ち、公用開始行為（Widmungsakt）により公物の消滅となるわけである。更に、道路の廃止処分は大別して、路線の廃止（廃道処分・法第一〇条第一項）と供用の廃止（公用廃止処分・法第九二条、一八条第二項）があり、明示の公用廃止行為が原則であるが、例外的に默示の公用廃止行為を認める場合もある。⁽¹⁾

(3) 民事事件

公物使用、とりわけ、道路の自由使用（一般・普通使用）をめぐる紛争は、一方で、行政庁の行つた道路の廃止処分（路線廃止・供用廃止処分）を訴訟の対象として争う流れと、他方で、道路の「通行の自由」を妨害する行為の排除・禁止を求める流れに集約できる。共に、道路通行権を侵害する行為であるが、前者は行政法的手法によつて、後者は民事的手法によつて裁判的コントロールを専ら求めるものといえよう。その他、国家賠償法（以下、国賠法という）第二条等を根拠とする、主に歩道橋設置に起因した平面通行権（歩行権）等を被保全権利の一つにおく一連の裁判例もある。そこで、本稿では、道路使用をめぐる裁判例を、訴訟形式によつて、①民事事件、②行政事

件、③国賠等請求事件の三つに区分し、検討することにした。

ここでは、まず①の民事事件の系列をとりあげよう。ここには、一、二、三、七、一四、一五、二の各判決が含まれる。

さて、民事事件において、道路通行権を妨げられた者がこれを争う場合、一般的には通行権の妨害排除・禁止を請求する手が採られている。これは民法七一〇条の「使用の自由権」より通行の自由権という考えを導き出し、これに対する不法行為の排除をいわば求めるわけである。古い事例では一の判例がその典型である。その他、七、一四、二がこのパターンに属する。

更に、民事事件でよく問題となる囲繞地通行権（民法二一〇条所定の）に基づく通行権の妨害排除等を請求してゆくパターンがある。これに該当する事例は三、一五である。

又、本来、行政事件で争われるべき廃道処分を民事事件で争つた古い事例二がある。これについては、道路使用は反射的利益であるという古典的反射的利益論の克服問題が関係している。詳しくは、行政事件の事例においてその点は触れる。そこで、民事事件の判例整理の端緒（Ansatz）として二つの大審院判決をまずみてみる。

(i) 道路通行権を民事事件で争つた大審院判決の一方の事例二は、村道の廃止に対し原告が、当該村道は自己所有の宅地に通ずる唯一の通路であることを理由として、その通行権を妨害する村道廃止行為を争つたものである。判旨は、「村道ハ公の當

造物ニシテ各人ハ土地ノ所有者タルト否トヲ問ハス自由ニ之ヲ通行スルコトヲ得ルニ止マリ通行権其他私権ノ目的タルヘキモノニ非ス」として、村道の通行の自由を、いわゆる反射的利益と捉え、かかる通行権を私権ではないと見做して、訴えを斥けている。

これに対して、一の事例は道路通行権II反射的利益という図式でも救済される場合があることを示した典型例で、個人が他人の村道の共用使用権を妨害したことに対する排除を求め、加害者に損害賠償を命じた事件である。即ち、判旨は「：一個人ニシテ他ノ一個人ノ共同使用ヲ妨害シタルトキハ啻ニ公用物ニ関シ公ケノ秩序ヲ紊乱シテ公益ヲ害シタルノミニ止マラス併セテ他ノ一個人ノ自由ヲ侵害シタルモノナルヲ以テ此侵害タルヤ所謂不法行為ナルニ依リ忽チ其当事者ニ民法上ノ関係ヲ生シ被侵害者ニ於テ司法裁判所ニ出訴シ之カ為メ既ニ被リタル損害ヲ其侵害者ヨリ賠償セシメ又侵害者ヲシテ其侵害物ヲ排除セシメルコトヲ得ベキハ勿論ナリ」と判示している。⁽²⁾

以上が二つの古い判例の判例要旨である。次に、この二つの道路通行権に関する判例の考え方がその後どのように展開していくかを、一の判例の流れ、すなわち道路通行権に基づく妨害排除等の請求事例を中心に概観してゆく。又、二の判例の流れは行政事件の中とりわけ問題となつてくるので、そこで概観してゆくことにする。

(ii) さて、道路通行権に基づく民事事件は、①「通行の自由」

の妨害排除・禁止を求める事例（妨害排除請求事例）と②囲繞地通行権による通行妨害等を争う事例（囲繞地通行権事例）に分類できる。

① まず、妨害排除請求事例のリーディング・ケースたる最高裁判決の七により、道路通行権に対する妨害行為が民法七〇条（使用の自由権）により保護されている権利への妨害行為Ⅱ不法行為にあたるとして、これに対する妨害排除請求が認容された。これにより、一の大審院判決を戦後追認することとなつた七は、道路通行権の妨害行為を民事事件においてはこれを権利侵害として認める姿勢を示したといえる。同じく妨害排除請求の認容された一四、二一の各事例も、リーディング・ケースたる七の延長事例といえる。そこでそのリーディング・ケーブルの判旨を引用すればこうである。原判決及び第一審が村民の村道通行権を單なる「通行の自由」であって、その利用は反射的利益である旨判示したのに対し、上告審は、「…しかしながら、思うに、地方公共団体の開設している村道に対しては村民各自は他の村民がその道路に対して有する利益ないし自由を侵害しない程度において、自己の生活上必須の行動を自由に行ひ得べきところの使用の自由権（民法七一〇条参照）を有するものと解するを相当とする。勿論、この通行の自由権は公法關係から由来するものであるけれども、各自が日常生活上諸般の権利を使用するについて欠くことのできない要具であるから、これに対して民法上の保護を与うべきは当然の筋合であ

る。故に一村民がこの権利を妨害されたときは民法上不法行為の問題の生ずるのは当然であり、この妨害が継続するときは、これが排除を求める権利を有することは、また言を俟たないところである」と判示している。

同じく妨害排除請求が認容された一四、二一の判例は、一四が市道使用につき、被告の玄関敷地の一部喰込み部分を默示の公用廃止による時効取得を認める一方、原告に対する被告(Y²)の本件道路の使用妨害（ブロック石積みの設置）が原告の受忍限度を超えているとして、市道使用の自由権に基づく妨害排除請求を認めた事例で、他方、二一は、養鷄場建設に反対の町道沿接地の所有者である控訴人らが行つた工事請負業者の車両の通行妨害行為につき、被控訴会社がその排除・禁止の仮処分を求めたもので、判旨は「被控訴会社は、保全の必要性が存する限り、公道たる町道一七〇五号線に対する通行の自由権を被保全権利として、仮処分により、控訴人らの前記通行妨害行為の排除・禁止を求めることができる」旨判示している。

② つぎに、囲繞地通行権事例の一及び一五の判例について紹介・整理を行う。

まず、二一の判例は、寺院が国道敷を参道として専用してきたことにより慣行による使用権取得を認められた場合、参道使用の妨害排除・禁止を目的とする被告会社(Y¹)への請求、並びに被告人(Y²)に対する、参道使用権に基づく通行地役権等の消滅確認請求が認められるか否かが、争点となつた事例であ

る。

そこで、本件争点の前提となる参道使用権の存否についてであるが、通常、道路法上の許可使用権は法三二条一項の各号所定の占用許可（講学上の設權行為たる特許）によるが、慣習上の使用権については具体的定めはない。

これにつき、判旨は、「国道その他道路法所定の道路上に私権の行使の許されることは同法第三条の明定するところであり、一旦道路として公用の開始がなされた以上、道路敷の状況、利用関係等に如何なる変動ありとするも、公用廃止の宣言がなされない限りは道路たる性格を失わないものいうべきであるから、：国道敷については私権の成立するに由なきものといわなければならない」。

しかし、「原告寺は年代を遡ること遠くその開山以来前記国

道敷に当る部分を参道として専用してきたものであり：今日に至るまで引続き右参道は原告寺へ出入、檀信徒の参詣用等の唯一の通路として使用されてきていることを認めることができ。原告寺の沿革に徴すれば、原告寺は永年に亘る慣行により前記国道敷上に公法上の参道私用権を取得しているもというに妨げない（公の流水等については慣習による使用権例えば灌漑用水利権、流水権等の取得がつとに肯認せられているが、道路についても慣習による使用権の取得を特に排斥すべき理由はない。）而してかかる公法上の権利はその性格上妨害排除の機能を具有するものというべきである」と判示している。⁽³⁾

ついで、被告会社に対する請求部分についての判旨は、「被

告会社は自社内に表電車通りに面した自動車用の通路があるにかかわらず、営業上の便利のため、ことさら右参道とこれに直結する：原告寺境内地の一部：を利用して貨物及び乗用各自動車の運行、運搬をはかり、或いはその駐車または存置をなし、

またはその修理、加工等の作業を行い、将来もかかる所為を繰返すおそれのあることが窺知せられ、かくては幅員六・一五米に過ぎない前記参道としては交通の妨害となることはいうまでもなく、原告寺檀信徒の参詣のための通行及び葬儀、法要等の際における靈柩車、乗用車の通行に障礙を来すことは明からであるから、原告寺は前記参道の使用権及び境内地の所有権に基づき被告会社に対し右の如き如所為の禁止を求め得るものといわなければならない」旨述べている。

そして、被告A所有の宅地は元原告寺の所有境内地の一部であり、それを競落取得した訴外Bより取得したものである。この宅地は、訴外Bが所有権を取得した際、袋地となつた。これにつき、被告Aに果たして通行権ありや否やの点であるが、判旨は、袋地の所有者が民法第二一〇条所定の囲繞地通行権を得するに至るべきことは法律上自明のことであるから、右訴外人は原告寺の境内に対し右袋地のために通行権を取得したものといわなければならないと。

更に、判旨は「而してかかる袋地のための通行権は袋地の所有権に随伴して当然に移転せられるものというべきであるから

：被告Aは随伴して当然に移転せられるものというべきであるから：被告Aは当然に前記通行権を承継取得したものといわなければならない」とし、通行地役権設定契約の存否については、これを否定し、既に存する法定通行権の範囲等を確定したにとどまる旨判示している。

従つて、被告Aに対する請求のみ棄却されている。

つづいて、囲繞地通行権事例の一五は、原告たる大型トラックやトレーラーを含む事業用車両の運行を必要とする建設会社らが囲繞地通行権に基づく横断歩道橋の撤去を求め（通行妨害物撤去請求事件）、斥けられた事例である。本件は、原告側の「従来車両の通行に利用していた私道の幅員が、歩道橋設置により縮少されたため生じた大型車両運行の困難性により、企業活動が危殆に瀕した」という主張に対し、車両道路としての利用の必要度を原告ら使用車両の種類、運行頻度等により吟味し、原告らの必要性は歩道橋設置による利益にまさるものとはいえない旨、判示している。

とりわけ、「本件歩道橋設置による本件私道の有効幅員の縮少ないし橋脚の存在等は、残存幅員および橋脚の位置等からみて、これらのトラックの運転に関し多少の不便を与えるとはいへ、歩道橋の存在がその通行妨害する程度に至つていないものというべきである」という判旨にそれは代弁されてい

(4) 行政事件

行政事件に含まれるのは四、五、六、八、九、一〇、一一、一二、一七、一八、一九、二〇、二三、二四とその数も多く、訴訟形態や請求内容も多岐にわたる。そこで、一応、次のように分類してみよう。

〔訴訟形式別分類〕

無効確認等請求事件 五、六、八、一七、一九、二〇、二三の各事例

取消請求事件 四、一、一八、二三、二四の各事例
執行停止申立事件 九、一〇、一一、一二の各事例

〔訴訟の対象別分類〕

路線の廃止（廃道処分）六、一七、一九、二〇、二三、

二四の各事例

路線の変更 四、八の各事例

供用の廃止 二三の事例

横断歩道橋の設置 九、一〇、一一の各事例

横断歩道の廃止 一二の事例

占用許可と歩行者 五の事例

里道・用水路の用途廃止 一七、一八の各事例

さて、行政事件の判例整理に際しては、右記の分類中、「訴訟の対象別分類」に則しながら、尚、訴訟形式の点も考慮に入れて以下、整理してゆく。従つて、行政事件の一四のケースは、(i) 道路の公用廃止等を争う行政事件、(ii) 道路の公用廃止等

を争う行政事件に大別して分類・整理を行う。

(i) 道路の公用廃止等を争う行政事件

ここでは、①路線の廃止（廃道処分）、②路線の変更、③供用の廃止に関する判例の分類・整理を行う。が、その前に、道路法上、①～③の点がどのような仕組みになつてあるか簡単に言及しておく。

道路法上、人工公物（公の營造物）たる道路が講学上の「公物の消滅」に該当する場合は、路線の廃止及び変更並びに道路の供用の廃止である。つまり、法一〇条一項の路線の廃止は道路を道路法上の道路でなくする行政行為（廃道処分）であり、法九二条の供用の廃止は、道路が道路としての機能を喪失し、当該道路を一般交通の用に供する必要がなくなつた場合に、当該道路を一般交通の用に供することを廃止する意思的行為（行政行為）である。従つて、供用の廃止は明示の公用廃止行為であると通常説明されている。

ところが、かかる供用の開始の公示を規定した法一八条二項を根拠に、明示の公用廃止行為しか認めない一方の考えに対し、默示の公用廃止行為を一定の要件の下で認める判例・学説もある。尚、默示の公用廃止行為には公物の時効取得の問題が随伴してくる。以上が公物の消滅等に関する予備知識である。
① 路線の廃止（廃道処分） 六、一七、一九、一〇、一三、
二四の各事例（六ヶ所） 道路の廃止処分中、廃道処分の無効確認等——取消請求を併せて求めている場合もある——の

請求事件の典型事例である六、一九の事例を中心に、ここでは紹介してゆく。

さて、六の判例は、道路の公用廃止処分によつて自己の住家の唯一の出入口が塞がれたことに対する、同処分の無効確認等を求めたもので、控訴人の本訴を求める「法律上の利益」は認められたものの——原告適格の肯定——、本案事項については斥けている（この点については棄却している）。その他の取消請求などは却下している。

原告適格を認めた判旨部分は次のとく判示している。すなわち、「行政庁がその管理する道路について公物としての供用を廃止する処分をなし、その処分が無効な場合その無効確認を請求することができる者を当該道路について道路法による占有使用権とか地方自治法第二〇九条所定の慣行による使用権を有する者にかぎるとなすは狭きにすぎるものであつて当該廃止処分の無効につき直接の利害関係を有する者は、みぎ廃止処分の無効確認をもとめるにつき利益あるものとして広くその訴を許容し、その利益を保護すべきである」と。

そして、「控訴人はみぎ所有宅地上に住家を有し、道路に向つて出入口を設け、みぎ道路を利用することによってのみ外界と交通する状況にあつたことがうかがわれ、自己の住家の唯一の大な支障をこうむつた者として前示無効確認を請求していることがあきらかである。そうすると控訴人は被控訴人が当該道路

部分を廃道としたことについて直接の利害関係があるものというべきであるから、みぎ廃道処分を無効ならしむべき違法があればその無効確認をもとめる法律上の利益があるものというべきである」旨述べ、控訴人の原告適格を肯定している。

つぎに、市道（横須賀市道一〇一六号線）についての路線廃止処分が無効とされた一九の事例を紹介する。控訴会社の付近住民である被控訴人（第一審原告）が使用していた市道に控訴会社が工場を新築し、さらに、本件道路にまたがって工場を建築してからは、右道路の通行も不能となつた。そこで、第一審原告は右道路が市道であることの確認、妨害排除などを求めた訴えを提起し、その被告側からの控訴したのが本件である。本件自体は民事上の妨害排除請求の性質を有しているが、路線廃止についての判旨部分が前述した六の事例の延長線上にあると思われる所以で、ここで一括して紹介しておく。

前提問題たる本件路線廃止処分の無効性について、判旨は、「本件市道については道路法第一〇条第一項の要件がみたされていないのであり、又、路線廃止に際して必要な調査確認を行つたとはいえない。」：本件市道路線廃止は、控訴市が市道上の建物を建築確認したという自ら犯した違法を、事務的に免れるためになした処分であるものと指摘されてもやむを得ないものである。かような路線廃止処分は明白に道路法第一〇条第一項に違反するのみならず、その処分までの経過をみても権利の濫用にあたるとの評価を免れず重大かつ明白な瑕疵を帯び、当然

無効である」旨述べ、よつて、「現に存在する市道の利用を妨げられている被控訴人としては、：控訴市に対しても、本件市道が市道であることの確認を求める訴訟上の利益がある」として、市道上に建物を所有してこの自由を違法に妨害する者に対する市道に接する被控訴人借地の利用に対する妨害として、本件市道に接する被控訴人借地の利用に対する妨害として、被控訴人はその妨害を排除する請求権を有する、と判示している。勿論、本案事項についても被控訴人の主張を認める判示を行い、結局、本件控訴を棄却している（上告）。

その他の事例一七、二三、そして、二四の各事例は別のところで紹介する。又二〇の判例は、他に利用できる公道があるなどの事情にある者の原告適格を否定した事例である。

② 路線の変更 四、八の各事例 路線の変更それ自体を争う判例は少ない。専ら、路線の廃止や供用の廃止行為を主位的に争う訴訟の中で路線の変更は争われている。

従つて、その事例も少ないが、ここでは四の判例を中心にして整理する。

さて、四の判例は、岐阜市の市道路線変更処分の取消請求事件で、道路利用権を反射的利益論よりアプローチし、その結果、本件の原告適格を否定している。その判旨によれば、まず、「道路は、一般公衆の共用に供されることを本来の性質とするから、各自は、道路が公衆の共用に開放された結果の反射的利息として、道路管理者の許容の範囲内および他人の共用を妨害しない限度において道路を使用する自由を有するにとどま

り、かかる使用関係につき特別の権利を有するものと認めることはできない」とし、市道路線変更処分による道路の廃止によって、その権利を毀損されたのではなく、単に道路が公衆の公用に開放された結果としての反射的利益を害されたにすぎない者が提起した市道路線変更処分取消の訴は、原告適格を欠くものとして不適法である旨判示し、本訴を棄却している—棄却判決であるが、判決の説示を窺うかぎり却下となるべき事例かと思われる。又、判旨の「原告等が本件道路そのものにつき占用使用権等の如き特別の権利を主張立証した場合はともかく…」という理由付けで、原告の道路利用権を反射的利益と見做した点も、本件並びに他の行政事件の道路利用権解釈の支配的見解を示すものである。

同じく路線の変更を争つた八の判例も請求を斥けられているが（却下・市道路線変更無効確認請求）、本件の特徴は、地方自治法第二三八条の六所定の「旧来の慣行による使用権」が原告に認められるかどうかである。が、本件では同主張は認められず、結局、四の判例同様に反射的利益論に基づいて原告適格が否定されている。即ち、判旨はこう言っている。「本件市道路線変更処分および市道区域決定処分並びにこれに続く道路供用廃止処分等の処分によつては、本件旧道路敷は単に道路として一般通行の用に供されなくなつたといふにとどまり、公有財産としての性格は依然として失われていないのであるから、旧來の慣行によりこれを使用するものの権利はこれらの処分によります。」

りいささかも侵害されるものではなく、したがつて原告らに本件各処分の効力を争う法律上の利益はないというべきである」と。

③ 供用の廃止 二三の事例 二三の判例は、市道の利用者が行つた右市道の路線廃止及び供用廃止処分の取消し並びに無効確認を求める訴えにつき、右利用者は、その住居又は所有地等が右市道に近接しているなどにより右市道の利用が生活上不可欠である者とはみとめられないとして、原告適格を有しないとされた事例である（却下判決）。

これにつき、本件判旨は原告適格の存否については、「道路法により道路の路線が認定され、供用が開始されると、その道路は公共用物となり、近隣住民のみならず、何人も、その道路の用途に従つてこれを自由に使用することができることにならる。道路法一〇条一項も、『一般交通の用に供する必要』を、路線を廃止するかどうかの要件として定めている。このことからすると、道路を利用する利益は、国民一般の利益であつて、これが道路の路線廃止、供用廃止処分を争う原告適格を直接に基礎づけるものではない。しかしながら、住居又は所有地がその道路に近接しているなどにより、その道路の利用が生活上不可欠である者に限つては、例外的に、その道路を廃止する処分を争う原告適格を有すると解すべきである」旨の一般論を述べ、次に、それを本件に適用した場合どうであるかを判断して

それにつき、判旨は、「原告らの住居は、本件市道とは、最も近い原告Aでさえ約一五〇メートル、最も遠い原告Bに至つては約二五〇メートルも離れていいのであって、そのほかに原告らが本件市道の近隣に土地を所有するとか、生活の基礎となる営業所を有しているとかの立証もない。原告らの本件市道の利用方法は、：週二回ないし月一回程度の間隔で、本件市道を

散歩、ジョギング、サイクリング、日光浴や、子供を遊ばせ、友人と語り合い、宝ヶ池公園内への子供の楽園への通行等のためを利用して来たというものある。しかしながら、：原告らは本件市道を利用できなくとも、他の道路により子供の楽園に至ることができ、あるいは、宝ヶ池公園を利用することができるることは明らかである。また、通行以外の方法による道路の利用が道路を廃止する行政処分の取消し、無効確認を求める訴えの原告適格を基礎づけるものとは解されない」として、訴えを斥けている。

尚、供用廃止処分を争った他の事例としては、前記路線変更処分を争った四の事例とほぼ同趣旨の判示を行つた千葉地昭三九・九・一四行裁例集一〇巻九号一八一二頁の判例を挙げることができる。

同事例は道路供用廃止処分の無効確認請求並びに道路敷地であつた土地の地形を原状に回復することなど——県所有地の払下げ行為の取消請求も行つてある——を求めた事件で、道路利用を反射的利益である旨判示し、訴えを却下している。

(ii) 道路の公用廃止等を争う行政事件

さて、ここでは主に、道路の廃止処分を直接対象とするのではない道路通行権に関する判例の分類・整理を行つてゆく。内訳は、④横断歩道橋・横断歩道、⑤露店と歩行者、⑥里道・用水路の用途廃止で、以下、順次これにそつて分類・整理を行う。

④ 横断歩道橋・横断歩道 九、一〇、一一、一二の各事例ここで歩道橋訴訟（横断歩道も含む）は執行停止申立を中心とした事例の紹介で、国賠等請求事件（三ケース）は除外している。ただし、一一の本案訴訟たる取消請求はここで一括して整理しておく。

さて、歩道橋訴訟は、従来、設置されていた横断歩道を廃止し、そののち、その場所に歩道橋を設置することに対し、歩行者である原告らが階段歩行に対する平面歩行権（平面通行権）や、環境権等の侵害を理由に、その設置処分の執行停止申立や取消訴訟を請求するものである。従つて、かかる訴えにつき、行政事件訴訟法（以下、行訴法と呼ぶ）三条所定の「公権力の行使に当たる行為」（抗告訴訟の対象）に該当するか否かや行訴法九条所定の、いわゆる原告適格の存否が主たる争点となつていて——執行停止申立については申請人（申立人）適格が争点となる。以下、その点を中心に一一及び一二の事例を主に整理してゆく。

断歩道橋設置処分取消事件（第一審、控訴審判決）の本案訴訟並びにその執行停止申立事件よりなつていて。従つて、判例の整理にあたつては、处分性・原告適格（申請人適格）とともに判断・決定を引用してゆく。

【处分性】

▼東京地決 判旨はこれにつき、「横断歩道橋の設置自体は、もとより、地元住民を名宛人としてなされる行為ではなく、これを構成する個々の行為もまた、行政庁の内部的な手続上の行為および行政庁が私人との間に対等の立場にたつて締結する私法上の行為ないし私人の右契約の履行行為にほかならず、いずれの点からみても、行政庁の住民に対するいわゆる高権的権力の行使に当たる行為とはいえない」が、「横断歩道橋の設置は、…地元住民に対して当該施設による利益を供与する行為であつて、前記私法上の行為も、右の行政目的達成の手段たる意味を有するものであるから、利益の供与を受ける住民との関係においては、前記起工決定と私法行為との複合した一体的行為として観念することが可能である。…しかも、地元住民の日常生活に広い係わり合いをもつものである以上、これを個々の行為に分解して行政庁の自律や私法法規の規律にゆだねるよりも、前述のごとくこれを行政庁の一体的行為と把握して、公法的規制に服せしめるとともに、権利救済の面においても、行政事件訴訟法三条にいう『公権力の行使に当たる行為』と解してこれに抗告訴訟や執行停止の途を開くのが、高度に成長・複雑化した

現代社会の実情に則して法治主義の要請を貫く所以である」旨述べ、本件申立の处分性を認めている。

▼東京地判 被告東京都は、本件横断歩道橋設置処分が取消訴訟の対象たる处分性に欠ける旨主張しているが、判旨はそれについて認められたものと推測できる。

▼東京高判 判旨は处分性を否定し、次のように判示している。

すなわち、「右歩道橋設置の法律的性質は公物たる道路（都道）の管理行為に属し、昭和四五年四月二八日なした歩道橋の設置決定は被控訴人の内部的意思を確定する手続行為であり、被控訴人とA会社との間の契約は公益的色彩が強いとはいえて、前記私法上の行為も、右の行政目的達成の手段たる意味を有するものであるから、利益の供与を受ける住民との関係においては、前記起工決定と私法行為との複合した一体的行為として観念することが可能である。…しかも、地元住民の日常生活に広い係わり合いをもつものである以上、これを個々の行為に

▼東京地決 判旨は申請人適格を認め次のように判示している。

「申請人らは、本件横断歩道橋が設置される都道一四六号線（通称大学通り）の近隣に居住する国立市の住民であつて、本件横断歩道橋の設置によりその設置箇所において有していた從

来の方法による道路通行権の行使が妨害されるばかりでなく、自動車の交通量と速度の増加に伴う排ガスの増大によって、健康の損傷、風致・美観の破壊等の損害を被り、環境権が侵害されるにいたるというのであるから、その主張の限りにおいては、一応、申請人適格においても欠けるところはないものというべきである」と、判旨は述べている。

▼東京地判 判旨は原告らの平面歩行権・環境権の各侵害の主張につき、受忍限度論に基づきこれら全ての主張を斥け、却下判決を下している。それにつき、判旨は、「たしかに、道路の横断のつど、歩道橋への昇降を強いられ平面歩行を妨げられる歩行者の労苦は無視できないものがあるから、そのような不利益を日常受忍すべき限度をこえてこうむる者は、その歩道橋の設置およびそれに伴う横断歩道の廃止を争う法律上の利益を有すると解する余地があるにしても、具体的にそのような関係にない単なる付近住民というだけの者は、それを争う法律上の利益を有するということはできない。」原告らは、とくに、本件歩道橋設置場所付近で大学通りを横断しなければならない具体的な日常の必要性があることについて、何ら主張立証しない」と判示し、又、環境権侵害の主張についても判旨は、まづ、風致美観の侵害については、「付近の風致美観が害されると感ずるかどうかは、多分に主観的、情緒的価値評価の問題であって、歩道橋の設置による風致美観の損傷なるものは、通常、付近の住民の健康にして快適な生活を害するという性質の

ものではなく、したがって人の生活環境をその受忍すべき限度をこえて破壊するものとはとうてい考えられないところである」とし、大学通りの交通量の増大等に伴う交通事故や大気汚染などの被害の発生についても、これを認められない旨判示している。

▼東京高判 判旨は原判決の判断をそのまま認容し、原告適格を否定し、本件を斥ける棄却判決を下している。原告適格の説示は以下の内容である。「…本件歩道橋設置以前において、控訴人らが通常の横断歩道により大学通りを横断していたといふことは公物たる道路を利用するうえでの反射的利益に過ぎないものであり、これが事実上歩道橋を経由して横断しなければならなくなつたとしても、これをもつて控訴人らの権利乃至法律上の利益が害されるものということはできない」として、原判決と同趣旨の理由付けにより原告適格を判旨は否定している。

「執行停止申立の本案事項について」

これにつき、判旨は、「…道路通行権なるものが、当該道路の管理者に対してもその違法な道路管理の是正を請求しうる意味においては、単なる反射的利益ではなくて一種の具体的の権利であり、申請人らが都道一四六号線についてかかる権利を有している」が、「本件横断歩道橋の設置によって申請人らが従来の方法で道路を通行する権利が妨げられることは否定しえないが、かかる程度の権利侵害は、住民として当然に受忍すべきで

あつて、司法救済に値しないものというべきである」とし、環境権侵害について、「本件横断歩道橋の設置そのものによつて大学通りの風致・美観が客観的に害されるものとは認められず、この点の申請人らの主張もまた、排斥を免かれないものとすべきである」として、本件申立を却下している。⁽⁵⁾

その他の歩道橋訴訟中、一〇の判例は一一の前に決定された執行停止申立事件で、とりわけ道路通行権による設置反対を主張している事例ではない。専ら、申請人らの所有している土地の利用価値の激減・広告の觀望などを理由に争つたものである。歩道橋設置処分の处分性につき、「歩道橋設置の一連の行為は抗告訴訟の対象たる行政庁の処分にあたらず、申請人らの本案は不適法とみえるので、本件申請は行政事件訴訟法二五条三項後段の『本案につき理由がないとみえるとき』に当たる」と一〇の判旨は判示している。又、九の判例は、歩道橋設置に際して、申請人らが駐車場の利用上不便さや設置後に生ずる日照妨害・砂ぼこりの発生等を理由に本件設置処分の執行停止申立を行い、これらが「回復困難な損害」に当たらないとして、却下されている。

つぎに、一二の判例は横断歩道の廃止処分につき同処分の執行停止申立を行つた事例で、横断歩道の近くに居住する住民が、日常生活上横断歩道を通行利用していること、横断歩道の廃止処分により通行人が減少し、営業上の収入に影響を受け、あるいは地価低下の損失を被るおそれがあることを理由に、横

断歩道廃止処分の効力の停止を求めるにつき、申請人適格を有するとされたものである。勿論、本件処分の処分性についても、道路交通法一二条二項、三八条、一一九条より公安委員会のなす横断歩道の廃止を行政処分である旨説示して、処分性ありとしている。

そして、本案については、「申請人らが、本件横断歩道廃止処分により、該横断歩道を通行利用できなくなつたため、道路通行上の利便を阻害されていることは著明であるが、(A B)横断歩道、(C)地下道が近くに在ることが認められるので、申請人らが歩行者として回復困難な損害を受け、それを避けるために本件横断歩道廃止処分の効力を停止する緊急の必要があるということはできない」し、「前述のとおり申請人らが本件横断歩道を廃止されたために、営業上の収益が減少するなど経済上の損失を受けることが認められるけれども、：右損害が回復困難な損害に該当し、かつ、該損害を避けるため本件横断歩道廃止処分の効力を停止すべき緊急の必要があるとみとめるに足りない」と判示し、結局、本件を却下している。

⑤ 露店と歩行者 五の事例

本件は、露店業者への道路占用許可を歩行者で、同露店業者によって営業上の損害を蒙つてている青果小売商たる原告が争つた事例（道路占用許可無効等請求事件・却下）である。ここでいう道路上占用許可は、講学上、設權行為たる特許であり、道路法上、法三二条一項各号所定の事項に際して同許可を必要としている。その六号に該当す

る露店の占用許可は、道路交通法七七条所定の「所轄の警察署長の許可を要する」という規定により、特許たる占用許可と、いわゆる講学上の警察許可（禁止の解除）たる許可を併せてうけるシステムになっている。⁽⁶⁾

本件の争点は、露店業者の占用許可を第三者である歩行者で、営業上損害を蒙る旨主張している原告に、果たして訴えの利益があるか否かである。これにつき、判旨は、露店業者に対する道路占用許可処分について、当該道路占用者以外の者は、自己の店舗の売上げが減少して損害を受けていること、または当該道路の通行・使用が妨げられていることを理由として、その無効確認の訴えを提起することは許されないとし、「…これは単に事実上又は経済上の損害が生ずることを主張するに止まり、原告の法律上の権利が毀損されたものと認めるることはできない」として訴えを却下している。更に、通行の妨げとなる露店業者を高知警察署長は道路交通取締法に基づいて取締るべきである旨の判示事項二についても、裁判所の権限の域外として斥けている。

⑥ 里道・用水路の用途廃止 一七、一八、二四の各事例

さて、里道・用水路も公物であるが、他面財産管理法たる国有財産法においては行政財産中、公共用財産に該当する（国有財産法三条二項所定）。そして、里道は道路法の適用のない、いわゆる認定外（法定外）道路であり、河川法上は普通河川がこれに当たる。

従つて、国有財産法九条三項並びに建設省所管国有財産取扱規則三条（昭和三〇年四月三〇日建設省訓令第一号）により国有財産に限つては都道府県知事にその管理を機関委任している。が、その維持・管理につき空白部分が多く、法定外（認定外）公共用物についての法制は極めて不備であるといわれている。⁽⁷⁾ かような状況が里道について、多くの裁判事例を生み出している原因でもある。以下、(a) 里道の用途廃止処分、(b) 用水路の用途廃止処分、(c) 里道の默示の公用廃止による時効取得、の順序で各判例を分類・整理してゆく。

(a) 里道の用途廃止処分 まず、一七、二四の判例であるが、両ケースとも同趣旨の判示をおこなつてゐるので、里道の用途廃止処分に際しては、一七の第一審判決を中心紹介してゆく。

一七（第一審 松山地裁判決）の事例は、被告愛媛県知事が本件里道を訴外四国電力株式会社に対し、原子力発電所用地として売り渡す目的で、その用途廃止処分をなしたもので、原告らは、本件里道につき慣行通行権又は入会権的通行権がある旨主張して同処分の無効確認等を請求した事件である（却下）。

判旨はまず、行訴法三六条所定の無効確認を求める法律上の利益につき、その一般論として、「一般に公共用物は、その管理者がこれを公共の用に供していることから、一般公衆は、これを利用する自由を享有するが、一般公衆はその利用によつて特定の権利又は法律上の利益を有するに至るものではないもの

と解される。もつとも特定人の公共用物の利用が、特定の権利又は法律上の利益に基づくものであることを認めるべき特別な事情のある場合は、右と別異に解することも許されるものと考えられる」と判示している。

そして、本件里道について「特別な事情が存在するか」否かにつき、判旨は、「本件里道は、同地区（伊方・九町地区）の住民らが、農林業、漁業、又は行楽の用等に使用してきたこと、なお、原告Aは別紙二掲記の土地を所有していて、そこに植栽しているみかん等の栽培のために本件里道の一部を利用して年間五、六回位水運びをしていたこと、本件里道は、古くから右地区住民らにおいて補修、改良等の作業がなされていたことが認められるが、これらの事実をもつてしてはまだ前記特別な事情があると認めるることはできない」とし、また、「原告らにおいて本件里道を利用する必要がある土地、立木等を所有しているとはいえないでのある。したがって、：前記原告らには本件里道の利用について特定の権利等を認めるべき特別の事情がない」として本案前の原告らの主張をいずれも斥けている。原告らの主張していた本件里道についての慣行通行権または入会権的通行権は、結局、具体的説示のないまま、「特別な事情の存否」の基準により否定されている。尚、控訴審も同趣旨の判決を下している。

他方、同じく里道の用途廃止処分を争った長野県の事例である二四は取消請求事件である。控訴人は本件土地の一方の出入

口正面に永年にわたり居住し、本件土地の通行の必要性があるとして本件処分を争つたものであるが、本件は他に通行可能な道路があることを理由に原告適格を否定している。本件判旨も一七の判旨同様に、「…特定個人の日常生活に個別性の強い具体的利益をもたらしていく、その廃止によって日常生活上著しい支障が生ずるという特段の事情が認められる場合については、その使用利益をもって法的に保護された利益とみて」よい旨の基準を採用し、本件はこの場合に該当しないと判示している。

(b) 用水路の用途廃止処分 前記一七及び一八の判例がこれに属するケースであるが、宇都宮地裁判決の一八の事例を中心ここでは紹介する。

国有財産法上の公共用財産である本件水路を生活用水、雨水等の排水路として利用している原告に、本件水路の用途廃止処分の取消しを求める法律上の利益があるか否かが、本件の争点である。判旨はこれにつき、前記一七の採った原告適格の判断基準と同様に次のように判示している。即ち、「特定個人の生活に個別性の強い具体的利益をもたらしていく、特定個人においてそのような利益を享受することが公益的観点からも実質的理由を有すると認めるに足りる特段の事情がある場合には、：国有財産法上保護されている利益と解すべきである」と判旨は説示している。が、本件の場合は、本件財産が既に水路としての形態・機能とも喪失しており、原告の生活用水の排水につい

ては十分な代替排水路が設置され、それを原告が使用している点を斟酌して、判旨は結局、「以上の事実によれば、原告が本件財産によって得ていた利益は、先に説示したところに照らして国有財産法規上保護されている特別の利益と目するにはほど遠く、関係法規の保護法益のうち外の事実上の利益の域を出でいない」というべきであり、しかも、原告は、本件処分によりそのような事実上の利益すら別段損なわれていないことが明らかである」として、本件を却下している。⁽⁸⁾ 一七の水路部分の判示もほぼ同様の判断を下している。

(c) 里道の默示の公用廃止による時効取得

時効取得に関する判例は、本来、前記一四の判例のように民事事件のところに分類・整理されるべきであろうが、里道の公用廃止に際して、默示の公用廃止を認めた事例としてここで分類したほうがよからうという判断で、敢えて、ここで紹介しておく。

【里道等の默示の公用廃止による時効取得に関する判例】

- ①最判昭四四・五・二二民集二三巻六号九九三頁（公園予定地）、②最判昭五一・一二・二四民集三〇巻一一号一一〇四頁（公図上水路として表示されている国有地）、③金沢地判昭五二・五・一三判時八八一号一三六頁（一四の判例・市道）、④最判昭五二・四・二八裁判集民事一二〇号五四頁（公共用財産）、⑤山口地判昭五五・一・二三訟務二六巻三号四六三頁（里道）、
⑥広島高判昭六一・三・一〇訟務三三巻四号八三九頁（里道）

まず、里道のうち建物敷地部分について時効取得を認めた⑥

公共用財産（公用物）につき、その默示の公用廃止による時効取得を認める要件は、リーディング・ケースたる②の最高裁判決によつて明定されている。本件は公図上水路として表示されている水田・畦畔（本件係争地）を上告人（国）から自創法に基づいて売り渡しを受けた際、本件田に本件係争地が含まれると被上告人が思つたことに起因している。これにつき、判旨は、公共用財産が「(1)長年の間事実上の目的に供用されるとなく放置され、(2)公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、(3)その物のうえに他人の平穏かつ公然の占有が継続したが、そのため実際上公の目的が害されることもなく、(4)もやはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなつた場合には、右公共用財産について、默示的に公用が廃止されたものとして、取得時効の成立を妨げないものと解するのが相当である」旨判示し、原審の判断（本件被上告人||被控訴人・原告の本件係争地の所有権確認請求の認容判断）を是認している。従つて、默示の公用廃止による時効取得が認められる要件は、最高裁判決で示された四つの要件を具備したときということになる（①の判例も公園とされている市有地につき民法一六二条による取得時効を認め、上告（京都市）を棄却している。）。

の広島高裁の判決は、前記最高裁判決の四要件に従つて判示し
つつ、黙示的公用廃止により公共用財産を時効取得するためには、自主占有開始時までに黙示的公用廃止があつたものといい得る客観的状況が存在することを要するという視点を付加して、本件敷地部分については時効取得を認めたものの、本件通路部分についてはこれを認めなかつた—控訴人国は上告し、上告棄却の判決を受けている。第一審は原告の主張どうり本件通路部分についても時効取得を認めている。

本件は、被控訴人の近隣住民から、本件土地はそもそも里道ではないかとのクレームに対し、被控訴人が本件土地の所有権確認の請求を提起したもので、亡父であるAが大正一三年一月二五日に右二筆の土地を買い受けて以来、本件土地を右二筆の土地の一部であると信じて本件土地上に倉庫、農具小屋などを建てて占有を継続し、控訴人国はこれを黙認してきたものであるから、本件土地については黙示的に公用が廃止されたといふべきであつて、Aは、占有開始から二〇年を経過した昭和一九年一月二五日をもつて本件土地を時効取得し、被控訴人は、昭和五〇年一月二一日Aの死亡によりこれを相続した旨主張しつき、被控訴人の主張を斥けている。

判旨は本件通路部分につき、「本件土地のうち本件敷地部分を除くその余の部分（以下『本件通路部分』という。）は、明治時代からこれに面する宅地の居住者であるB家の人々らの一

般通行の用に供されて来ており…、その後、B家の人々が本件通路部分を日常通路として使用することはなくなつたが、なお、B家では、屋根の葺替え、溝掃除、家の修繕などの際には、本件通路部分を通行して利用しており…、右に照らすと、被控訴人が亡父Aにおいて本件土地の自主占有を開始したと主張する大正一三年一月二五日の時点においては勿論、その後の時効期間進行中においても、里道である本件通路部分につき默示的に公用が廃止されたものと評価しうるような前記要件に適合する客観的状況が存在していたと認めるのは困難である」として、被控訴人の主張を斥けている。

他方、里道の黙示の公用廃止による時効取得を認めなかつた⑤の判例は、本件里道部分が永い間、里道の目的に供されていなかつたことについては認めるものの、その間、その里道に隣接する私有地が里道と誤認されて里道同然の利用がなされていたため、公の目的に特段の支障を生じていなかつたとして、このような場合、「右形態機能を失つた部分のみを独立に取上げてその部分を公共用財産として維持すべき理由がなくなつたものとすることは、現況里道として存続している北方部分の利用価値を殆ど失わせることに帰する点において正当でないと解され、形態機能を失つた部分を回復し公共用財産として維持すべき理由は失われないままであつたというべきである」旨判示し、本件里道部分が公共用財産たる国有里道につき黙示的に公用廃止されたものではないとして訴えを斥けている（棄却・土

地境界確定事件)。

(5) 国家賠償等請求事件

さて、最後に歩道橋の設置に関する国家賠償請求事件をとりあげよう。このグループには、一三、一六、二二の各事例が該当する。この三つの事例は、いずれも横断歩道橋の設置による平面歩行権（通行権）ないし環境権の侵害を主な理由に道路の管理上の瑕疵を問う国賠法二条一項（當造物の設置または管理の瑕疵）に関する紛争である。これらの事例に際しては、一三と二二（古出来町横断歩道橋事件）を中心にして紹介するが、一六（蟹江町歩道橋訴訟）は、歩道橋の設置が将来、国道沿いの自己の土地にレストランを開店しようとする、いわば土地の利用価値の激減をもたらすとして——勿論、公道利用の自由権も主張しているが——、被告建設大臣に歩道橋設置行為の取消と撤去、被告国と被告町に損害賠償及び損失補償を求め、本件歩道橋の設置が原告の受忍限度を超える損害ないし特別の犠牲を課するものとはいえない旨判示している。

まず、一三の判例は、クルマ優先の交通政策の産物たる歩道橋に反対する歩行者であり、女性の名古屋市住民四名が、同市内の五つの歩道橋の設置管理者、費用負担者である名古屋市および国を名宛人として、国賠法二条により慰藉料請求を行ったものである。

【本案前の判示】この点については、「国民の公道利用が行政のなす公道設置、管理等の行政措置による反射的利益であ

るか否かによって訴の利益の有無に関する結論が左右されるものではないのであって、仮りに国民の公道利用が行政措置の反射的利益であるとしても、国民はその社会生活維持のために公道を利用することは不可欠であるから、公道利用が法的に保護されるべき国民の生活利益であることは当然である。もつとも原告らが主張する国民の歩行権なる概念は未だ法的に十分形成されたとはいひ難く、また憲法第二十五条によつて国（または地方公共団体）が国民に対し道路設置、管理の義務を負つており、従つてその反面国民は公道を利用する憲法上の権利を有するとはにわかに断定できないのが、そのことは国民が国または地方公共団体に対し具体的な道路設置等の請求をなしえないというにすぎず、国民の公道利用を事実上奪うに至る行政措置について行政処分の取消を訴求したり、こうむつた損害につき賠償を求めることがよそ否定すべき理由は存しないのであつて、前記の如き国民の公道利用に対する法的保護の程度、態様は実定法に従つて判断すればよく、本件については原告らの主張する事実が国家賠償法第二条、第三条の法律要件を充足するものであるか否かを判断すれば足りるはずである」として、判旨は原告らの訴えの利益を認めている。

【本案事項について】本件歩道橋の設置瑕疵があるか否かについて、判旨は、歩行者からみた本件歩道橋を利用するうえでは不便さをもつて国家賠償法第二条第一項に定める道路の設置または管理上の瑕疵であると認めるにはなお幾多の点を検討しな

ければならないとし、次の六の点を挙げる。即ち、1 当該場所を通行する車両等の量と横断しようとする歩行者の量との関係およびいわゆる交通渋滞の程度、2 歩道橋の構造上その利用によって歩行者受ける肉体的な精神的な負担の程度、損失する時間の長さ、3 当該場所から最も近い横断歩道までの距離、4 横断歩道を廃止し歩道橋を設けたことによる交通事故の減少の程度、5 歩行者が安全に道路を横断しうる他の施設（例えば地下横断歩道）の利用の可否、難易、6 その他当該箇所の特殊事情、等の諸点である。

判旨はこれらの点を勘案し、「本件横断歩道橋を利用する歩行者に与える肉体的な負担を判断するに、これを直接判断しうる証拠はなく、前掲『証拠略』によれば、本件歩道橋と構造、規模等がほぼ類似すると思われる歩道橋についてなした前記実験結果から間接的に推認すれば、六〇歳以上の健康人においては脈搏、血圧等についてある程度の負担を与えており、横断歩道を利用するときにくらべ肉体的な負担が明確に大きいことが推認されるが、自覚症状を訴えるほどのものとも認められない。……少なくとも本件においては証拠上右に述べた以上に出るところは認められない。そして、本件歩道橋の利用に伴う肉体的精神的負担以外の点については原告らは何ら具体的な主張をせず、また前掲各証拠以外に本件歩道橋の設置によって道路が瑕疵ある道路となるに至ったことを証明するに足りる証拠はない」として、結局、本件を棄却している。

つぎに、同じく請求を棄却された二二の古出来町横断歩道橋事件につき、簡単な紹介を行う。本件は身体障害者である原告が通勤途上無理な姿勢で横断歩道橋を昇降することを余儀なくされ、横断歩道を通行する権利を侵害されるとともに、迂回通行によつて健康を害されて勤務先を退職せざるを得なくなつたと主張して、本件横断歩道橋の設置者たる名古屋市および本件横断歩道の廃止処分を行つた愛知県を被告として一二三万円の損害賠償を請求した事例である。

【本案前の判示】判旨は、道路利用権につき平面歩行権が憲法上（二三条・二二条）保障された権利ではないとしつつ、「公道利用が人の社会生活にとって重要な意味を持つ場合があることを考慮すると、およそ公道利用の利益につき不法行為法の保護の対象となることを否定すべきではなく、個別・具体的的事情の上で公道利用が人の社会・経済生活上必要かつ重要であるような場合には法的に保護に値する利益として不法行為法による保護の対象たり得ると解すべきである」と判示している。

従つて、二二の本案前のアプローチは先例たる一三の判旨の論理構成を踏襲したもので、問題は本案事項の判断である。

【本案の判示】これにつき、判旨は、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の態様と程度、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較衡量しながら、次のように判示している。

まず、判旨は、原告の挙げる三つの被侵害利益（通行権、健

康・就業の利益）に際しては、後者を通行権侵害から派生した二次的侵害であるとして、通行権侵害による損害に対し、不法行為責任が成立するかどうかに限定して審理を進めている。それにつき判旨は、路上横断の利益が原告の通勤等社会生活上一応重要であると認めつつ、「…原告にとつて…路上横断することは通勤に際しより時間的損失・肉体的負担が少ない方法といふことなどもあり、必ずしも原告の社会生活上必要不可欠な利益であるとまではいえない」と判示し、一連の各措置（本件歩道橋の設置・本件横断歩道の廃止・本件中央防護柵の設置・本件横断禁止処分）については、「所期の目的である交通事故減少及び交通流の円滑化の効果があつたのであるから、その公益的必要性、合理性が認められ、これを比較し原告が迂回通行によつて蒙る多少の時間的損失、肉体的負担は未だ社会生活上受忍すべき限度を超えたものと認めるることはできない」として本件請求を斥け、棄却の判決を下している。⁽¹⁰⁾

（1）道路法上の供用開始の公示（法一八条二項）や道路の廃止処分（法一〇条一項、九二条等）については、道路法研究会・道路法解説（全国加除法令出版刊）、建設行政実務研究会・道路法（新建設行政実務講座六巻第一法規）、田中二郎・土地法（法律学全集昭五年）四〇頁以下、原龍之助・公物營造物法「新版」（法律学全集昭四九年）六九頁以下、荏原明則「公物の成立と消滅」（雄川一郎／塩野宏／園部逸夫編・現代行政法大系第九卷所収）二六三頁以下、外間寛「道路使用的法律関係」（金子芳雄／広岡隆／山本徳栄・行政法下巻「法学書院」昭五〇年所収）七五九頁以下等の文献参考。

（2）この大審院判決に言及する主な文献として、まず、美濃部達

吉・評釈公法判例大系下巻（昭八年）二八四頁、同「公物使用的法律関係」法学志林一八巻三号一頁以下（大五年）、特に七一八頁が挙げられる。戦後の主なものとしては、田中・前掲書六九頁注（二）、原・前掲書二五四頁、原田尚彦「公物管理行為と司法審査——自然公物の利用権と環境権に関連して」（同・環境権と裁判「弘文堂」昭五二年所収）九三頁、同・行政判例百選I二六・二七頁、吉田秀文「道路法にいう道路の通行妨害とこれに対する道路利用者の救済——主として私法上の保護について——」判タ三三〇号五八頁以下、特に六〇頁などがある。

（3）道路法上、慣習上の使用権が認められるのは希有のことであり、本件はその唯一の事例かと思う。道路の使用は特別使用——許可使用と特許使用を併せていう概念である——を除いて、自由使用であるが、判例・学説は一般的にこれを公道として一般の用に供されていることの反射的利益であると捉える。従つて、道路の自由使用において、自己の道路通行権を主張して当該妨害行為を排除する場合は、道路法上の占用許可的な権利以外のものに——勿論、慣習上の使用権による権利があれば別であるが——基づいて、訴訟を追行しなければならない。民事事件においては民法二一〇条（囲繞地通行権）や同法七一〇条（使用の自由権）に基づいて、当該妨害行為の排除・禁止を請求するのがより直截的な争い方といえよう。ところが、行政事件で道路通行権の侵害行為を争う場合は、国賠等請求事件以外、本案前の問題である处分性・原告適格の存否が大きなウエイトをしめ、裁判上概ね消極的に解されている。

さて、かかる行政事件の現況はさておき、同じく慣習上の使用権に関する判例がある。これは河川法の事例ではあるが、比較の意味で挙げておく。河川法上、慣習法上の水利権は法的に認められた権利であるが（法八七条・八八条等）、発電用許可水利権（法二三条・流水の占用許可）に対し、農業用の慣習上上の水利権のその排他的公水使用権の存否が問題とされた事例である（最判昭三七・

四・一〇民集一六巻四号六九九頁行政命令取消請求事件・上告棄却)。これにつき、判旨は、「公水使用権は、それが慣習によるものであると行政手続によるものであるとを問わず、公共用物たる公水の上に存する権利であることにかんがみ、河川の全水量を独占排他的に利用しうる絶対不可侵の権利ではなく、使用目的を充たすに必要な限度の流水を使用しうるに過ぎないものと解するのを相当とする」旨判示している。結局、昭和電工の発電用許可水利権を許した長野県知事の処分が取消事由に当たらないというのが本事例である。尚、水利権の法的性質については、公法学者は公権説で、許可権者に対する公法上の債権と捉え、他方、私法学者はこれを私権と見做し、物権説をよしとしている。金沢・原両教授は折衷説を探られている。これについての文献は、金沢良雄・水法（法律学全集昭三五年）八三一八四頁、原・前掲書二九〇一九九頁などが挙げられる。又、水利権の要件や判例等については、三本木健治「河川の管理」（前掲現代行政法大系九巻所収）三九七一四〇一頁、金沢良雄／三本木健治・水法論（共立出版一九七九年）八一頁以下・九九頁以下が参考となる。

(4) この部分の道路法制についてのコメントとしては、田中・前掲書四八頁以下、同・新版行政法中巻「全訂第二版」（弘文堂）二二一頁以下、三一四頁以下及び注(2)、原・前掲書「新版」八〇頁以下、同・前掲書「旧版」一三頁以下等が参考となる。

(5) 国立歩道橋訴訟関係の参考文献については多くのものがあるが、必要最小限に言及する。執行停止申立事件判決に概ね賛成するものとして、原田「歩道橋反対訴訟の訴訟要件——昭和四五年一〇月一四日東京地裁決定を中心として——」（同・訴えの利益「弘文堂」昭四八年所収）一二一頁以下、渡部吉隆「行政訴訟の現代的課題」（法曹時報二三巻七号一頁以上、伴義聖「道路工事の差止の方針」別冊判例タイムズ第二号（一九七六年）一七七頁以下、特に一七八頁、木村実・本件第一審判評（加藤一郎／淡路剛久編・公害・前掲論文二八一一二八五頁、本多清二「公物の時効取得——判例を

環境判例「一九七四年版」）一七七頁、近藤昭三・本件控訴審判評（前掲公害・環境判例「第二版」）一七七頁などがある。これに対し、处分性拡大よりは民事的手法で争つてゆくべきだとするものに、村田哲夫弁護士（控訴審判決判評・前掲別冊判タ第二号一九八頁）等が挙げられる。又、本件も含めた行政事件の处分性・原告適格については、法的保護利益説に基づいて捉えるのが判例・学説の通説である。参照遠藤博也・行政法スケッチ（有斐閣昭六二年）二九六頁以下、泉徳治「取消訴訟の原告適格・訴えの利益——広義の訴えの利益——原告適格——狭義の訴えの利益」（新実務民事訴訟講座九巻・日評）五三頁以下、雄川一郎「訴の利益と民衆訴訟の問題」（田中二郎先生古稀記念・公法の理論中巻〔有斐閣〕所収）一二五九頁以下、越山安久「抗告訴訟の対象」前掲新実務民事訴訟講座九巻二七頁以下等。更に、公共事業の裁判的コントロールにつき、民事的手法と行政法的手法の交錯の中より、当該処分をどのように争つたらよいかにつき、示唆に富んだ文献として、塩野宏「国土開発」（山本／奥平／塩野／下山・未来社会と法「筑摩書房」昭五一年所収）一七二頁以下がある。

(6) 道路法三二条一項各号所定の占用許可と道路交通法上の警察許可（法七七条）についての詳細は、前注(1)の文献中、道路法コメントメタール（全国加除法令出版二二三頁以下）や田中・前掲書七三頁一八〇頁などが参考となる。

(7) 原・前前掲書「新版」三五二頁以下、塩野宏「法定外公共用物とその管理権」行政法の争点一六〇頁以下参照。

(8) 本件の評釈として、木村実・判時一〇二三号一五三頁（判評二七六号七頁）があり、一七の判例評釈としては、多賀谷一照・自治研究五六巻一〇号一四〇頁がある。

(9) 田中二郎「公物の時効取得」（同・公法と私法「有斐閣」昭四四年所収）一八三頁以下、原・前掲書「新版」一五八頁以下、荏原・前掲論文二八一一二八五頁、本多清二「公物の時効取得——判例を

中心に——」日本法学五一卷一号九八頁以下参照。

(10) 道路使用的判例を論じている文献として、松島諱吉「公物管理権」(前掲現代行政法大系九卷所収)三〇五頁以下、荏原・前掲論文二七四頁以下、原田・前掲論文(環境権と裁判)九三一九四頁、外間・前掲論文七六二一七六四頁、そして、前注(2)の各文献などがある。

第二章 学説の対応

前章の裁判例の分類・整理において、道路の自由使用は反射的利益であって、権利ではない旨の判示を行政事件の判例の中で多く窺知した。そこで、本章は公物使用、とりわけ、自由使用に関する学説を客観的に辿りながら、道路の自由使用における反射的利益論克服の途を探つてゆきたい。⁽¹⁾

(1) 戰前の学説

我国の戦前における公物学説は、早くとも、恐らく明治三〇年代に淵源を求めることが可能であるが、⁽²⁾公物管理法たる実定法が制定されたのは、治水三法たる旧河川法が明治二九年(法律第七一号)、砂防法が明治三〇年(法律第二十九号)、さらに、旧森林法が明治四〇年(法律第四三号)である。他方、道路法に至つては、大正八年に旧道路法(法律第五八号)が制定され、財産管理法たる旧国有財産法は同じ大正の一〇年に制定され(法律第四三号)、これをもつて一応、公物立法が整備されたことになる。⁽³⁾

さて、かような時期に公物法理論並びに——勿論、行政法学

全体においても——我国を代表する学説は、美濃部達吉・織田万・佐々木惣一の各学説ということになる。⁽⁴⁾

ここでは、公所有権論の美濃部学説と公産論の織田学説に限定して、しかも、公物使用についての考えのみを簡単に紹介する。

まず、戦前の美濃部・織田両博士の公物使用についての見解は、道路等の自由使用は権利たる性質を有しない反射的利益である、という立場を採つてゐる(①)美濃部達吉「公物使用ノ法律関係」法学志林一八卷三号一頁(大正五年)、特に、七一八頁以下、②同・評駁公法判例大系下巻(昭和八年)二八四頁、③同・日本行政法下(昭和一六年)八一七頁、④織田万・行政法講義上巻(〔第七版〕大正八年)一九〇頁、⑤同・日本行政法原理(昭和九年)四一八頁)。

(i) そこで、次に、美濃部説の公物使用についての考え方を若干引用すれば、次の如くである。公衆が自由に公物を使用できるのは、法律上保護された利益を享有するからである。そして、それは権利でなく、「公衆ハ唯公物カ自由使用ニ公開セラルル結果トシテ反射的利益ヲ享クルニ止マル」のであるから、これは一般の自由権と同じである、と美濃部は説示する(前掲論文①七八頁)。しかし、かかる自由使用が違法に妨害されないと美濃部は述べ、「随テ行政手ノ処分ニ依リ違法ニ其ノ自由使用ヲ妨害セラレタルトキハ若シ他ノ条件ニシテ備ハレルト

キハ訴願及行政訴訟ニ依リ其ノ救濟ヲ求ムルコトヲ得ヘク、若シ私人ノ不法行為ニ依リ之ヲ妨害セラレタルトキハ、民事訴訟ニ依リ損害賠償ヲ請求スルヲ得ヘク、又ハ妨害行為禁止ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ヘシ」としている（前掲論文①九頁）。

従つて、前記二の判例（大判大正八年六月一八日民録二五輯一〇五四頁却下）のように、村道の廃止処分（行政処分）を民事事件として争う手法は美濃部説の射程距離内ではなく、反対に、前記一の判例（大判明治三十一年三月三〇日民録四輯三巻八五頁認容）のように、村道の共同使用権の妨害を民事事件による損害賠償請求のような手法によつて争う場合は同説に符合するといえる（前掲書②二八四頁参照）。

(ii) 最後に織田説への一瞥であるが、これについては旧道路法が制定された大正八年を契機として、當造物たる道路の帰属をめぐる論争が活発になつてゐる最中の（織田—池田論争、織田「道路ノ所属」法学論叢二巻二号一頁以下（大正八年）、池田宏「道路ハ國ノ當造物ナリ」⁽⁵⁾）京都法学会雑誌九巻九号・一〇号（大正三年）、道路の自由使用についての織田の考えを一部引用する。

これにつき、織田は沿道居住者の権利及び義務に関して、権利とは觀望権、出入権、注水権の三つであり、その義務とは公用制限に起因する義務であると説明する（⑥同・行政法講義下巻「第七版・大正八年」二八〇頁）。そして、なかんずく、廃道処分に対する沿道居住者の権利（私人間の）につき、織田は、

「此場合ニ於テ民法ノ地役關係存在スルコトナキヲ以テ対抗權ヲ認ムルコトヲ得サレトモ損害賠償ヲ請求スル權利ハ尙ホ之ヲ認ムヘキモノト為シ裁判例亦此通説ヲ採用スルモノノ如シ」として、損害賠償請求のみは認める見解を示している（同・前掲書⑥二八一頁）。このことから、織田説も美濃部説同様に、廃道処分に際しては民事事件による争い、とりわけ、囲繞地通行乃至地役権による通行権に基づく廃道処分の違法を争う手法は、認めない趣旨が窺える。従つて、民事的手法によつては、損害賠償の請求のみが廃道処分に際して許容されるということになる。

(2) 戰後の公物法学説(1)（田中二郎・原龍之助の学説）

戦前・戦中をとおして、公物法学説の公所有権論対公産論の議論も、基本的には、公物管理権の性格付けを中心とした議論である、という集約も現時点から評価した場合、恐らく、可能であろう。何故なら、公物使用に際しては既に、美濃部・織田の両説の概観から明らかである。従つて、公物管理権を公所有権論で捉えてゆくのか否かは別として、公法上の管理権たる公物管理権が公物の所有権とは別個であるという私所有権説も、公物管理権を公法上の支配権（美濃部・公所有権説、渡辺宗太郎・行政的支配権説、原龍之助・公法上の物権的支配権説（旧版）、柳瀬良幹・公法上の支配権説、杉村章三郎・統治権に基づく一種の支配権説等々）と見做す考えに、学説上一致があつた。このことから、戦後の公物法学説が、公物管理権について

はどのような構成を探るのか確認する必要があるとともに、公物使用をどのように捉えているかも明らかにする必要があるだろう。そして、それが戦前の公物使用の考え方とどう変わったのかはつきりするはずである。

(i) まず、田中二郎博士の学説について以下、検討する。

行為の」とし)、私法上の行為とみるべきものもあり(道路敷地の所有権の取得のための売買契約のことし)、また、単なる事実行為にすぎないものもある(道路工事の施工、障害物の除去のことし)。これらの作用は、原則として、道路管理者が行うが、これら的作用を行う道路管理者の権能を道路管理権といふ。道路管理権は、これを内容的にみれば、右に述べたように、種々の異なる性質の作用を包含しているが、全体としてみると、道路の敷地等の所有権からは完全に独立した別個の、道路上に認められた特殊の包括的権能ということができるとして、

「包括的權能」説を田中は主張する(⑦田中二郎・土地法(法律学全集・和昭三五年)五四頁及び注¹)。かかる田中説の見方は、W・イヒリネックの本来的な公法関係(ursprüngliche

Rechtsverhältnisse des öffentlichen Rechts) {=権力(支配)
関係に該当する} 既存的公法關係 (abgeleitete Rechtsver-
hältnisse des öffentlichen Rechts) {=管理關係に該当する}
の区分より、管理關係を纏導する思考の典型であり、なかんず
く、公物管理領域においてそれが顯著である。

次に、田中は道路の自由使用について、これを「反射的利益であ
る」とし、「道路の自由使用は、道路がその供用の開始により一
般交通の用に供された結果、その反射的利益として、これを享
受するに止まる關係であつて、別に権利としての使用権が与え
られてゐるわけではない。……したがつて、道路管理者が路線
の廃止・変更又は供用の廃止をなすことは、別に妨げられぬ」
となく、仮に、道路の廃止、付替等によつて、交通の便を閉ざ
され、不利益を受けることがあつても、「一般公衆の自由使用が
不可能になつた」とを理由として、道路の廃止等の違法を主張
したり、損害の賠償を請求したりすることは許されない」とし
て、道路の廃止処分等を道路の自由使用者が争えるか否かにつ
き、消極的態度を示してゐる(同・前掲書⑦六七一六八頁)。
この点に関する限り、田中説は戦前の通説を踏襲した見解と評
せね。

しかしながら、道路通行権につき、民事上の妨害排除請求を認めた前記七の判例（最判昭三九年一月一六日民集一八巻一号一頁）を契機として、田中も道路通行権を民事的手法で争うことについては、これを認める旨の見解を示すに至っている。即

ち、廃道処分等に対して、行政法的手法を認める前記六の判例

(東京高判昭三六年三月一五日行裁例集一二巻三号六〇四頁・原告適格肯定) のアプローチに対し、田中は、「私は、右の場合

は、民法(二一〇条)の定める袋地所有者の囲繞地通行権の問題として適當な解決を図るべき問題であつて、道路の自由使用権を根拠に、廃止処分の無効確認を求めることについては、疑いなきを得ない」旨の見解を示し(⑧同・新版行政法中巻「全訂第二版」(弘文堂・昭和五一年)三二一頁)、従前の見解を一步前進させている。

従つて、この点においては、田中説は戦前の道路の自由使用の通説と訣別し、戦後の道路通行権についての学説の転換期に至つたといえる。このように、判例・学説上、道路通行権が反射的利益であると見做しつつ、このような道路通行の自由を妨害する行為に対しても、民事上の妨害排除請求権や囲繞地通行権に基づく民事的手法を肯定する段階にあるということである⁽⁸⁾。次は問題は、これが行政法的手法に拡がるか否かである。

(ii) 次に、戦後の公物法理論に際して、田中博士と共に、学説上、支配的見解とされる原龍之助教授の学説を紹介し、道路の自由使用についての考え方を検討してゆく。

話は逆になるが、まず、原説の公物法学説を総括すると、こう評せるのではなかろうか。つまり、田中説と多少ニュアンスの差はあるものの、公物管理権についての「特殊の包括的機能」説を田中同様に支持する考え方(⑦原・公物營造物法「新版」

昭和四九年(法律学全集)二一九頁)に代表される如く、概ね、

田中説の発展学説であり、田中学説を継承する考え方といえよう。

さて、そこで、原の公物管理権についての考え方の変遷をまず確認しておく。前掲書⑨の旧版はこの点につき、「公物管理権は、物を公の目的に供用することにより、その所有権の効果を制限して構成される、それ自身独立の公法上の物権的支配権(傍点筆者)であると解すべきである」と説明しているが(⑩同・公物營造物法「旧版」昭和三二年(法律学全集)五八頁)、

前掲書⑨は、「田中博士の指摘されるように、公物管理権の本体は、公物を公物として公用又は公共の用に供するためにする、いわゆる管理作用を行なうことにあるのであって、公物管理権の本質を公の支配権又は行政権と解することには疑問がある。……このように公共用物の管理権は、これを内容的にみれば、右にのべたように、種々の異なる性質の作用をふくんでいるが、全体としてみると、公共用物管理権そのものは、公共用物をその本来の目的にしたがつて、公共の用に供するために認められた特殊の包括的機能(傍点筆者)と考えるのが妥当である」として、従前の見解を改め、田中説を支持している(同・前掲書⑨二一九頁)。

次に、かかる公物管理権の考え方を示す原の自由使用に関する考え方であるが、前掲書旧版⑩の原は、道路通行権に対する侵害を「その使用の自由を違法に侵害された場合においても、それ

は單に、いわゆる自由権の侵害があるにすぎない」と述べ（⑩六八頁）、反射的利益論を採る前記田中説の三〇年代の見解（⑦土地法六七一六八頁）と軌を一にするものであった。それに対し、前掲書新版⑨の原は、「公用物の設置又は廃止に関し、從来反射的利益にすぎないと解されてきた自由使用上の利益について、これを法的保護に値するものとして、訴えの利益を認めようとする傾向にある」が、「ただ、将来、公用物の新設又は廃止によって自由使用の利益又はその他の生活利益を侵害されることを理由として出訴する場合には、この予防的不利益の発生が、ある程度、確実であることを要件として、原告適格を承認すべきではないかともおもわれる」旨述べている（⑨二五八頁）。

のことより、原は、田中説をさらに行政法的手法の可能性へと進め、道路通行権が民事的手法以外に、行政法的手法によつてもこれを被侵害利益として救済されうるか、或いは、そのような請求の適格性を認められてしかるべき旨考へてゐる。この点をさらに敷衍すれば、原は、妨害排除請求の前記七の最高裁判決のような事例でも、村道の自由使用が管理者たる村の行政措置によつて侵害された場合、「法的に保護される利益の侵害として、その取消の訴えの利益を認めるべきである」（前掲書⑨二五九頁）と明言してゐる。以上の田中・原両学説の概観より、戦後の道路使用権、なかんずく、道路の自由使用についての理解は、単に反射的利益論により裁判的救済の途をふさぐ

時代ではなくなりつつあることがここに窺知できた。
そこで、次には、田中・原両説以降の学説の推移を辿るが、ここでの視点は、道路通行権が反射的利益であると見做しつつ、裁判的統制上、いかなる考え方の下、これに救済の途を見い出しているか等の点を中心みてゆく。

(3) 戦後の公物法学説(2)

(2)においては、古典的反射的利益論の訣別過程が多少なりとも明確になつたと思うが、ここでは田中・原両説以外の公物使用についての学説を概観しながら、さらなる反射的利益論の克服過程を一瞥する。

さて、公物法理論においては、公物管理と公物使用という二つのファクターをどのように捉えてゆくかにより、前述してきた道路通行権の法的評価も大きく異なつてくる。その公物管理権についての通説的学説である田中・原の「特殊の包括的権能」説（田中・前掲書⑦五四頁、同・前掲書⑧三一六一三一七頁、原・前掲「新版」書⑨二一九頁）につき、塩野宏教授は「自然公物利用の基本的あり方」という視点より次のような見解を示してゐる。

即ち、「通説である包括的権能説は、自然公物を公共用物であると定義づけてはいるものの、公物の廃止又は利用の変更について有効なチェック機能を理論の内部に用意していなかつたし、よりすすんでいえば、立法政策的にせよ、かかる問題意識は稀薄であつたといえよう」と（⑪塩野宏「自然公物の管理の

課題と方向」（建設省編・国土建設の将来展望「建設省三〇周年記念」昭和五四年所収）一一三七頁）。従つて、要は利用の方そのものが公物法の観点から問題にされることであると、塩野は続ける（同・前掲書⑪一一三八頁）。

次に、塩野は、公物利用のあり方を資源としての自然公物とその司法的統制問題という視点ではこう述べている。

まず、「資源という認識は、それが有限であることを基礎におくと共に、一度廃止（これも一つの利用方法ではあるが）された以上、復元が甚だ困難であることを含んでいる。：むしろ、利用相互の公益に従つた衡量がなされなければならない」と。次に、「とりわけ、わが国においては、利用の方法についての管理者の誤りを裁判上訴求する者の原告適格をどのように構成するかという点がある。また、利用方法の比較衡量には、わが国のシステムでは、司法的統制が及びにくく、結局のところ管理者の判断にゆだねられる結果となるのである」が、自然公物の利用についてはこれを、「単に反射的利益（略）とみることには、大いに疑問がある。そういうものとして自然公物が存在するのであるから、むしろ、それは、法的な利益というべきではないか」と、塩野は提言する（同・前掲書⑪一一三九頁）。

この提言に対し、他の教授は公物使用を如何に考えているであろう。この点、まず、公物乃至公共施設の使用を反射的利益論から訣別させようとする学説につき、遠藤博也教授の見解をみよう。

遠藤は、公共施設の利用の種類・態様からこれを六つに区別し、公共施設の本來的利用が何んであるかを確定しようとする。そして、更に、遠藤は、「公共施設の利用が、人の生存、日常生活、経済的活動、精神的活動等に対してもつ意味は、それぞれの公共施設によって異なるし、また、代るべき公共施設や代替的手段の入手可能性によつても異なる。他面、ある人の公共施設の利用が他の人の公共施設の妨げとなり、または、管理の目的に対する障害となりうるかどうかも、公共施設の種類、形態などの事情によつて異なるのである」（⑫遠藤博也・行政法II（各論）「青林書院新社・昭和五二年」二五三頁）と述べられる。故に、公共施設の公用廃止により利用が不能となつた場合は、「道路、学校のような生活上重要な施設の廃止があり、代替的公共施設ないし代替的手段の利用が著しく困難であるときには、公用廃止行為を争い、また、違法に生ぜしめられた損害の賠償を求めることができる」と遠藤は結論付ける（同・前掲書⑫二五五頁）。

これに対し、原田尚彦教授は、同趣旨の見地から、公用物の使用が反射的利益であるという従来の見解に対し、「公物管理に関する公物主体の具体的判断は、何がもつとも行政目的に適合するかという公益的判断事項であつて、行政のいわゆる便宜裁量に属するものとされ、公物の利用者である公衆の側には行政の公物管理行為の非違を追及する法的権能は一切否定されてきた」という認識の下、公物利用者の地位を法的に無力

化したと分析する（¹³原田尚彦「公物管理行為と司法審査——自然公物の利用権と環境権に関する連絡」（同・環境権と裁判（弘文堂）昭和五二年所収九二一九三頁）。その結果に対し、原田は、公物使用者の公物管理への住民参加の確保と行政の公物管理に関する裁量権への統制が反射的利益論克服の解決手段であるとしている（同・前掲書¹³九五一九六頁）。結局、かかる反射的利益論克服の基礎として、原田は、「…公物は公物主体が民衆のために民衆の信託を受けて管理するものとする、公共信託を基本とする公物理論の構成が強く要請される」ことを強調する（同・前掲書¹³一一六頁）。

以上のことから、公物使用（利用）者の法的地位を確立してゆくことが反射的利益論を克服してゆくことであり、それには実体的な側面と手続的な側面を具有している。

他方、田村悦一教授はこれにつき、こう述べる。

反射的利益論の克服は、「利用者の地位を実体的に法的利益ないし権利化するばかりでなく、利用者の、公物管理行政への『参加』という立場から、手続的な利益の保護をはかり、あるいは利益そのものを手続化する課題」を重視することである（¹⁴田村悦一「公物法総説」《雄川／塩野／園部編・現代行政大系九巻所収》二五五頁）。そして、そのことは、「利用者の自由が違法に妨げられたときは、抗告訴訟ないし損害賠償請求訴訟による救済のほか、管理者による事実上の利用拒否に対しては、妨害排除請求等の手段もあり得よう。利用関係が契約

と構成されるときは、民事救済手続の途がひらかれる。また、第三者によつて利用が妨害された場合に、管理者がその権限を行使してこれに対処するほか、利用者も民事訴訟上の妨害排除請求が可能である（同・前掲書¹⁴二六〇頁）という方向に嚮導しあることを意味している旨、田村は説示する。

以上、概観した塩野、遠藤、原田、そして田村の各教授の述べる公物使用の反射的利益論克服の課題がこれから如何に実践されてくるかにより、とりわけ、道路通行権を行政事件で争つた各事例などの将来の方向性ないし、争いの方の道しるべが示唆されうると思う。又、原告適格の審査において、その基準となつた「特別（段）の事情のある者」の存否が、ここでいう道路の自由使用における反射的利益論を克服する一つの課題であり、いわゆる法的保護利益論の射程距離内での、裁判上のクリアすべき要件でもある。⁽⁹⁾

（1）公物法分野以外の裁判例においても、例えば、既存の質屋営業者の利益（最判昭三四四年八月一八日民集一三巻一〇号一二八六頁以下）や文化財保護法による特別名勝の指定による住民の利益（東京地判昭三〇年一〇月一四日行裁例集六巻一〇号二三七〇頁）が反射的利益であると判示された反面、公衆浴場の営業許可に際しては、これを「単なる事実上の反射的利益」といふとどまらず、公衆浴場法によって保護せられる法的利益である旨、判示している（最判昭三七年一月一九日民集一六巻一号五七頁）。更に又、主婦連ジュース表示事件においては、いわゆる景表法上の一般消費者の保護利益は反射的利益である、と捉えられている（最判昭五三年三月一四日民集三二巻二号二一一頁）。

尚、公物学説史として、最近のものに、磯村篤範「一九世紀プロイセンにおける道路行政の法構造」〔完〕法学論叢（京大）一一八卷一号四三頁（一九八五年）、同一一九卷四号五五頁（一九八六年）、同「ドイツにおける公物法理論の形成」〔完〕法学論叢一二一卷五号五六頁（一九八六年）、一二二卷三号七八頁（一九八七年）、同「公物管理権の検討」〔京院一五号〕、高野修「国家法秩序と私的当事者の自主秩序」〔同完〕——道路の建設維持及び地方自治行政に関するプロイセン上級行政裁判所の判決を素材として」自治研究五六卷九号五一頁、五六卷一一号一一頁、五六卷一二号九四頁（一九七二年）などがある。又、未公刊のものとして、拙稿「公物法理論史——ドイツにおける成立と日本行政法学への影響——その①萌芽期と成立期編」がある。

(2) 明治三〇年代前の大物に関するものとして、一木喜徳郎「日本行政法ニ於ケル當造物ノ觀念」国家学会雑誌八卷九三号八六三頁以下（明治二七年）、穂積八束「公用物及民法」法協一五卷九号九一〇頁以下（明治三〇年）、同「公產の所有權」法学新報七〇号（明治三〇年）（上杉慎吉編・穂積八束博士論文集（大正二年）三八〇頁以下）ぐらいしかなく、我国の公物法理論の萌芽については、早くとも、恐らく、明治三〇年以後、とりわけ、美濃部・織田・佐々木の各博士の登場期とみてよいと思う。この時期の主な文献としては、美濃部達吉に際しては、O・マイヤー原著／美濃部達吉訳・独逸行政法第三卷一〇七頁以下（明治三六年）、同「公有物ノ性質」関スル学説」國家二一卷七号八七三頁以下（明治四〇年）、同「日本行政法第四卷（大正五年初版）などがあり、織田万については、織田「公產論」法学志林一卷四号一頁以下（明治四二年）、同・日本行政法論（明治三三年）、同・行政法講義（全）「明治四三年」一七二頁以下、同・行政法講義（総論）改訂・増補「大正六年」第四版一七二頁以下等がある。佐々木惣一については、佐々木「公物ヲ論ズ」国家二三卷九号八一頁以下（明治四二年）、同・日本行政法

原論（明治四三年初版）、同書再版（明治四四年）、同・日本行政法論（総論）「大正二一年」二五二頁以下が挙げられる。當造物についての明治・大正期の各博士の文献は省略する。又、他の論者のこの時期の行政法の教科書として、明治期に穂積八束が行政法大意（明治三六年）、上杉慎吉・行政法原論（明治三七年）を公刊しているが、公物法理論としては詳細に欠けるであろう。

(3) 他の立法例としては、明治三三年に旧下水道法、大正二年に運河法、大正八年に旧都市計画法、大正一〇年に公有水面埋立法などが制定されている。我国の明治・大正の公物管理法、財産管理法のアンザツシは地租改正に求められると思われるし、官有地の明確化をめざした太政官布告一二〇号（地所名称区分・明治七年）などがその淵源となろう。又、河川についての法制は、明治元年（一八六八年）に、行政官布九三九号によって設置された治河使、明治四年の太政官布告八八号による九条からなるの治水条目（大蔵省達番外）、明治六年の河港道路修築規則等がその淵源となる。他方、道路については、前述の明治六年（一八七三年）の河港道路修築規則により、河川・道路が三級に分けられているし、明治九年の太政官達六〇号は道路の等級を廃し、国道・県道・里道の三種類を定めている。これらが公物法のアンザツシ（発端）である。又、財産管理法の地方公共団体についての根拠法は、明治二一年の市制町村制、明治三三年の府県制がそれぞれ制定され、當造物の帰属について等につきその根拠となる。参照岡田文秀・水法論（昭和六年）、長倉司郎・国土建設の政策と立法（教育出版昭四六年）一八七頁以下等。

(4) 前注(2)参照。本文で論じていない佐々木惣一博士の公物法理論について、そのアウトラインをここで引用しておく。

まず、明治四二年の「公物ヲ論ズ」という論文は専ら、ドイツ等の公物法学説の紹介である。従つて、ここでは省く。従つて、佐々木の公物法学説については、日本行政法論（総論）「大正二一年版」に限つて言及する。佐々木はまず、国家私有權説の立場から、公物

の所有権と管理権を区分し、美濃部の公所有権説をよしとしない（同書二五六一一二五八頁）。次に、公物使用については、佐々木は、用方上の使用と用方外の使用に大別し、自由使を用方上の使用に分類している。そして、自由使用たる普通使用について、「…単なる権能にして、権利ではない。…公衆は之を使用するの利益を有するもこの利益を有することは単に行政の主体が物を公物としたる作用の反射たるに止まり、決して公衆が之を主張しえるものではない。故に行政の主体が公物の使用を禁止し又は之を制限するも、之がために公物使用権なるものの侵害ありと云うを得ず」として、反射的利益論を探っている。しかし、公物使用の禁止又は制限が同時に自由使用の自由権の侵害を伴うが、これは決して公物使用権そのものの侵害ではない旨、佐々木は述べている（同二七一一一七二頁）。従つて、佐々木学説も、美濃部・織田学説と公物使用についての考え方では大差はないといえる。

尚、佐々木学説については、広岡隆・行政法闇談（ミネルヴァ書房一九八六年）六四頁以下が簡明で、解りやすい紹介を行つてある。

(5) 営造物たる道路（勿論、公共用物たる公物でもある）の所属につき、織田万と池田宏の有名な論争がある。結論を言えば、織田は道路の帰属は委任事務たる地方に帰属するものと論じ、池田は国の營造物である旨主張している。参照、織田万「道路ノ所属」法学論叢（京大）二卷二号一頁以下（大正八年）、同「營造物ノ所属」京都法学会雑誌一〇卷七号一四六頁以下（大正四年）、同「營造物二関スル問題」京都法学会雑誌一卷八号一二二頁以下（大正五年）、池田宏「道路ハ國ノ營造物ナリ」・（日）京都法学会雑誌九卷九号一二五頁以下、九卷一〇号一八一頁以下。

(6) 原・公物營造物法「新版」二一八頁一二一九頁参照。尚、公物使用については、講學上、單に、自由（普通・一般）使用、許可使用、そして特許使用の三つに分類したり、大きく、一般使用と特別使用に分けるなど、様々である。四分類の場合には、公物使用を一

般・許可・特許の各使用、及び私法上の使用権に分けている（田中二郎）。

因に、それら（一～五分類）の分類をとる論者は次の如くである。

(二分類)原龍之助（旧版六五頁）、（三分類）柳瀬良幹・行政法教科書「再訂版」二三六頁、磯崎辰五郎・行政法総論（一九五三年）二四九頁、（五分類）美濃部達吉・日本行政法下八一六頁等々である。尚、織田は二分論（共同使用・特別使用、日本行政法原理「昭和九年」四一八頁以下）、佐々木は勿論、二分論（用方上、用方外の使用）と共に、三分論（普通・特別、そして独立使用）を探っている（前掲書二六七頁以下）。

(7) 田中二郎・行政法総論（法律学全集第六巻・昭和三二年）二一四頁以下、同・新版行政法上巻「全訂第二版」（弘文堂昭四九年）七一頁以下、原田尚彦・行政法要論「全訂版」（学陽書房昭和五九年）一七頁以下、塩野宏「公法と私法—日本国憲法下における学説の変遷と課題」法学協会百周年記念論文集第二巻一八五頁以下（昭和五八年）、藤田宙靖・行政法I（総論）「青林書院新社・昭和五五年」二八頁以下等々参考。

(8) 原田は、道路通行権に対する妨害排除を求める私法上の権限根拠を三つ挙げ——(1)慣習による公道使用権説（地方自治法二三八条の六）、(2)所有権に基づく妨害排除説、(3)「公道の利用が妨げられ、生活上著しい支障を蒙つた者にはその生活妨害の程度・態様が一定の限度をこえた場合に人格權ないし生活権侵害に基づく道路通行の妨害排除請求権が生じる」とする考え方——、第三説をよしとしている（原田尚彦・行政判例百選I（一九七九年）二六一七頁）。

(9) その他、荏原明則「公物の成立と消滅」（雄川一郎／塩野宏／園部逸夫編・現代行政法大系第九巻所収）二六三頁以下、松島謹吉「公物管理権」（同書同巻）三〇五頁以下、外間寛「道路使用の法律関係」（金子芳雄／広岡隆／山本栄・行政法下巻「法学書院・昭和五〇年」所収）七五九頁以下等が道路の自由使用について参考とな

る。

第三章 ドイツにおける判例・学説の動向

担当 士居

本章では、ドイツにおける公物使用、とりわけ道路の一般使用——日本でいう自由使用と同義である——を中心に、その学説をまず紹介し、その後、判例をいくつか紹介する。この作業を通して、ドイツの道路利用権——一般使用たる道路利用権のみ——の現況を明らかにするのが又、本章の狙いである。従つて、学説の紹介も戦後を中心に述べてゆくが——しかし、言及部分は戦前が多い、ドイツの公物法理論の推移を理解する上で、戦前の学説を確認する必要もある。せんだって、極力、道路の一般使用に関する戦前の公物法理論に限定して——萌芽期・成立期初めについては公物法一般についても言及、簡単にその学説史を辿ってゆく。

(1) 序 (プロローグ)——“ドイツ公物法理論のあらまし・戦前の学説

ドイツにおける公物法理論の萌芽は、通常、バーゼル城壁問題を契機としたペンドクテン法学 (Pandektenwissenschaft) 者の (法律) 鑑定書に起因する公物論争に求められる。⁽¹⁾ 一八三三年のバーゼル分割・仲裁裁判に端を発し、イスのカントンのバーゼル市が行つた、バーゼル州とバーゼル市の共有物であるバーゼル城壁 (Festungswälle) の取り壊しに対するバーゼ

ル州側の追加的分与請求^(1A)、或いは賠償につき、それを却下したスイス連邦裁判所判決(一八六二年一〇月一九日の判決)並びに一八六三年の和解協定といった国家分割・城壁取壊し過程がバーゼル城壁問題であり、それに對し、負訴した州側の鑑定書を担当したJ・リュッティマン (Joh Jacob Rüttimann)、H・デルンブルヒ (Heinrich Dernburg)——国家私所有権説 (公所有権類似説) の公物法理論があり、他方、勝訴したバーゼル市側の鑑定書を担当したF・L・マ・ケラー (Friedrich L.v. Keller)、R・イヒーリング (Rudolph Jhering)——国家高権説の各公物法理論があつた。城壁そのものは勿論、狭義の公物たる公共用物ではないが、とにかく、当代までのペンドクテン法学者が正面から公物法論争を行つた点は、やはり、ドイツにおける公物法理論の萌芽と見做してよからう。

しかし、それに対する判決は公物法の議論には正面から応答していない⁽⁴⁾。が、本件の争点だけここに整理すると次のようになる。

要は、城壁の公物管理権とその所有をどう見るのか、そして、城壁を取壊した後の土地につき、共有とみるのか、(公法上の)債務とみるのか否かである。これにつき、州側は、城壁を國家の所有の下にあらへんと見做し、共有 (Miteigentum) に基づく州の持分権 (Anteilsrecht) より、市に対する城壁跡地への請求権が発生すると捉える。これに対し、市側は、かかる公物

について所有権を認めず、国家の壇権 (Hoheitsrecht) も、⁽⁶⁾ ルのよひな不融通物 (res extra commercium) はローマ法上の放棄された——無主物的な——公共用物 (res usibus publicis derelictae) 乃至公物 (res publicae) もおもじて、州の有するものば、共有財産による持分権ではなく、単なる債権であると捉えるのである。

以上がドイツにおける公物法理論の萌芽である。

次に、ドイツ公物法理論の成立期についてそのアウトラインを述べる。一九世紀後半はドイツ公法学において一つの転換期を迎えていた頃である。

つまり、一九世紀前半期は G · W · F · ハーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel), O · v · ギールケ (Otto von Gierke) などの人倫的有機体説 (sittliche Organismus)・水平的協同体的 (社会法的) 有機体説に代表される如く——ゲルバ

ー (C.F.v. Gerber) も初めは同説である——、国家観としては國家有機体説が支配的であった。⁽⁷⁾ ところが、一九世紀後半に至っては、ゲルバー、ラーバン (Paul Laband), G · イヒリネック (Georg Jellinek) 等の国家法人説が国家観の主流となつたことは周知の如くである。⁽⁸⁾ るのような国家法人説に立つ國家観の台頭と共に、一九世紀後半は法実証主義 (Rechtspositivismus) の下、法律学的方法 (juristische Methode) による国法学の体系化 (国家学的方法からの脱皮) がゲルバー、ラーバン ⁽⁹⁾ ノト以下で遂行された時である。

(O · マイヤーの公所有権説) も、かかる法律学にとのておれば、新たな創造への真只中にあって、O · マイヤー (Otto Mayer) は一九世紀後半に、まず「フランス行政法理譜」(一八八六年、次に、「ドイツ行政法」初版第二卷 (一八九六年) をシヨトラスブルグ大学期に公刊している。⁽¹⁰⁾) のうち、前者の公物法理論はフランス行政法、なかんずく、一九世紀後半のパワティエ学派 (公權力的行政觀) のデュクロック (Ducrocq) やペリ学派 (社会的行政觀) のベトビイ (Babtie), ネーロック (Aucoc) の影響を受けた公所有権説であり、後者の公物法理論はもはやフランス行政法の影響——公產 (domaine public) —から訛りし、公所有権説を専らドイツ法固有の問題と認識しつゝある段階である。⁽¹¹⁾

さて、O · マイヤーの公所有権説は、前記ヘルン・ビルヒ等のパンデクテン法学者の考え方及び彼に同説を間接的に嚮導したスイスの民法学者 F · アイゼル (Friedrich Eisele), もはる二九世紀後半のフランス行政法の影響がその基礎となつて、古典的國庫理論 (alte Fiskustheorie=監察國家時代の理論で国家を二つの人格に分ける考え方) を凌駕する際の、公行政イホーの強調として現われたものである。⁽¹²⁾

次に、O · マイヤーの公物法理論中、一般使用の考え方につれて簡単に言及する。O · マイヤーの国家財産 (Staatsvermögen) の分類は、K · F · ハルトハゲル (Karl F. Stengel) の[[分類 (財政財産 [Finanzvermögen], 行政財産 [Verwaltung

gsvermögen]’ やして狭義の公物 [Die öffentlichen Sachen]) に起因するもの⁽¹⁴⁾、公共用物 (Sachen im Gemeingebräuch) を行政財産から区分してこれを狭義の公物 (第IIのグルーピー) に編別してゐる。やつて、O. マイヤーは公物を次のよう規定する。〔公物は公法上の物件 (Sachen öffentlichen Rechtes) を意味してゐる。(最も) 公共物 (res publicae) は公法物 (res publici juris) である。換言すれば、その目的設定のたまに公法上の法律規範によくある法律上の支配権にあらむ物件である〕 (Vgl. O. Mayer, Deutsches Verwaltungsrecht, I. Aufl., Bd. II 1896, S. 72.)⁽¹⁵⁾。この公物についての使用権をマイヤーは三分類し、一般使用 [Gemeingebräuch]・許可使用 [Gebräuchserlaubnis]・やつて特許使用たる、特別利用の特許 [die Verleihung besonderer Nutzungen]’ Dazu vgl., O. Mayer, a.a.O., S. 110 ff., 137 ff., 147 ff.)’ 公共使用たる一般使用の権利の性質について、これを固有な権利ではなく (S. 112)、やつて、「各人に対する原始的な」 (やつて) 許可されたものやめだべ、当然存在する権利であり、公物を使用するための出来の権利や人権 (Menschenrecht)」 ふた意昧合ふる。「私生活の自由も又、人の公物使用の自由も又區分」 であると説明し (S. 114, 118.)’ 一般使用の権利性を否定してゐる。かかる捉え方はドイツ公物法理論上、支配的見解であつて、O. ハリネックの反射的利益説^(15A)、マイヤー・シラーの公・ハリナー (Fritz Fleiner)・ヘーチュラク (Julius Hatschek) や W. メルネック (Walter Jellinek) なる私所有権説に立つ支配説 (通説) における権利性を離れていない。

ヤーは、「…近隣者はその家屋前の道路部分に対して特別の關係にあり、道路への出入の通路を有する」と、他の道路の公共使用権によつてその家屋に対しても与えられたものでは、即ち、その家屋の財産価値の一部をなすものである。もしやの直接の侵害に該つて、家屋の価値を減少せしめるのである」 と捉えて、(O. Mayer, a.a.O., S. 135 f.)⁽¹⁶⁾ かかの考えで、ノートクトンハーゲルスブルガー (Ferdinand Regelsberger) の見解による認知である。最も、彼は道路の廃止・移転による隣人の損害賠償請求権の有無 “ob die durch die Aufhebung oder Verlegung eines öffentlichen Weges geschädigten Anlieger nicht einen Anspruch auf Schadenersatz gegen Staat oder Gemeinde haben” について、次のよき見解を示す。彼は、個人の一般使用への以上の措置権 (obrigkeitlichen Verfügungsrechts=行政庁の措置 (処分) 権) の行使、例えば廃道処分などのは、個人の権利を脆弱化するので——私法的觀点から反対しえないので、かかる侵害に対しては行政手段によるよりよい保険を請求するという手法を採るゝとしたる、と幅広い。やつて、廃止による共同利益上講じられる措置 (Maßregel) に起因した私法領域の損害は、全体によつて償わ

れぬべきだ——いわゆる「特別の犠牲」論のいはゞ、やなわら、
今日の法原則（公平の原則 ein Grundsatz der Billigkeit）に
従うべきだ。更に、「公道の敷地での建築変更による（道
路本体の回復、土木工事）沿道住民の所有権が侵害される場合、
隣人権（Nachbarrechts）の原則が解決する」と彼は説明す。

その結果、変更が公益に合致してゐる場合、なるほど妨害或
いは除去の要求を遮断するが、損害賠償義務は遮断しないしむ
彼は言つ（F. Regelsberger, Pandekten, Bd. I, 1893 S. 422 f.）。

以上が○・マイヤーの公所有権説のアウトラインである。次
に、通説たる私所有権説の道路等の一般使用について触及す
る。

（私所有権説） いゝでは、前記○・マイヤーの公所有権説
に対し、通説たる私所有権説を論じるが、これに際しては反マ
イヤー・ショーンの旗頭 E・カウフマン（E. Kaufmann）とマイ
ヤー・ショーンの一・ベッチャック及び W・イヒリネック等を
中心に、一九世紀後半から二〇世紀初期のプロイセンの道路
法・水法についての簡単な学説・法制等の紹介を行う。⁽¹⁷⁾

また、公物の所有権の所在をめぐる論争は結局のところ、
(古典的) 国庫理論をどう位置付けるかに關係しており、それ
との訛別を標榜する○・マイヤーの一元論においては公所有権
説を唯一のイデールある訳である。⁽¹⁸⁾

そこで通説の依拠する国家の人格についての一元論から私所
有権説を眺めてみたい。

一九世紀後半以降の二元論の代表格は G・イヒリネック
の「一般國家学」(G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 2.
Aufl., 1905 S. 381ff.) の考えに求めらる。G・イヒリネ
ックはまず、「領土(Gebiet) に対する支配は公法的であり、そ
れはドミナム(Dominum)——所有(支配)権・物に対する
対権)・人に対する権利——であら」云々、命令権(Befehlsge-
walt) たるインペリウムと物に対する直接的な法支配である
所有権とは区別されるべきであるから、いかなる公所有権
(öffentliches Eigentum) も存在しないと論じる(S. 386)。そ
して、○・マイヤー的公所有権に対しては、彼は、「…それ故
に、もし一定の法秩序においてのようないかなる公所有権が私所有権
と区別され、そしてそれと対比もすなれば、それによってフラ
ンス法の公産(domaine public) に際しての如く、しかし、そ
の内的性質が物権法的な、或いは訴訟法的ないずれの規定によ
つても拘束されない(Z.B. 行政裁判権への服従)、あの特別権
(Sonderrecht) に関する名称が工夫されてゐるだけであら」と
論駁する(S. 388)。

又、マイヤー・ショーンのベッチャックはいゝ述べる。即
ち、マイヤーの理論は、「ドイツ法独特的のインペリウム(命令
権) とドミナム(所有権)の対比を無視して」おつ、「インペ
リュウムは人に対する公的支配であり、ドミナムは私法的
な物支配である。そして両者は公物について明確な分離の中で

共存する」の如き、アーマーの所説に反駁する (Julius

Hatschek, Institutionen des deutschen und preussischen Verwaltungsrechts, 1919, S. 487.)。ルント・クレーティクは、

国様やダライハトがある程度まだ高權の主体として、そして國庫もつてのヤクーベを守るのを除くと、はだかに血舌く、「この區別が行政行為を公物についての物利用により、公法の側面と私法の側面を有してゐる混合的な法律關係になら」ふ説く (S. 487)。

次に、二元論 (Dualismus) に依拠する私所有権説の公物使用について概略を述べる。

E・カウフマン・ルーマヤー・ルードのW・イヒリネック、E・ヘライナー、ルント・クレーティクの各學説を引用するが、その参考資料もつてロイヤン道路法並びに水法について學説上の視点から若干のメメントを付しておる。

(¹ ロイヤン道路法) まず公共用物たる道路は、公共の交通のための利用に主眼を置いており、これがとりわけ一般使用 (gemeine Gebrauch) もつて現われる。これを拘う「公用の」の道路高權 (Wegehoheit) は道路ノガール (Straßenregal)・國様の上 (最高) 権益である) の如きを譲るが如き。
E (F. Fleiner, Institutionen des deutschen Verwaltungsrechts, 2. Neudruck der 8. Aufl., (1928), 1963 S. 367.)。ルント・クレーティクは、行政法上問題となるのは、道路の公用開始 (Widmung, Indienststellung)・公用廢止 (Entwidmung, Au-

Berdienststellung=Kassierung) や道路建設負担 (Wegebaulast) は、道路警察 (Wegepolizei) 権の問題としてハシマラ論じられてゐる。

道路法上、道路は三つに区別される。國道 (Staatsstraßen)、上級地方公共団体道 (Straßen höherer Kommunalverbände)、そしてダライハト道 (Gemeindewege) による種別やおどりである。が、プロイセン内の各州によると、例えば、一九一一年六月一〇日の中東プロイセン道路令 (Wegeordnung) に因る以下は州政府管区(県)道 (Provinzialwege)、縣道 (Kreis)、郡道 (Gemeinde) と分類され、ハニーバウイッシュ。

ホルンタイン州の道交令11条 (Wege VO.v.I. März 42 § 2.) やは主要幹線道 (Hauptlandstraßen)、福トハム道 (Nebenlandstraßen)、ルント勝道 (Nebenwege) による分類を行つてゐる。ルートはプロイセンが国道行政を分散 (地方分権化) した

いわゆる起因しておる、一八七五年六月八日法律第一八条により地方公共団体にやなを賜給してゐる (Vgl. W. Jelinek, a.a.O., S. 507.)。

(² ロイヤン水法) 次に、プロイセン水法について觸及す

る。一九一九年四月七日の中ロイヤン水法 (Preuß. Wassergesetz von 7. April. 1913) は水流 (Wasserlauf) も渠水 (fließende Wasserwelle) 及び河床 (Flußbett) も併せて一体と捉えて、ルートの所有権の対象と見做し、更に、公水の經濟的利

用を促進するとの念頭においてる (Hatschek, a.a.O., S. 498 f.; Fleiner, a.a.O., S. 372 f. und Ann. 28, 29.)。そして、同法は水流を三種（級）に区分し、航行可能な水流を第一種水流 (Wasserläufe erster Ordnung)、水利上非常に重要で、第一種の水流に属しない自然及び人工水流の区域を第二種水流、そして、第三種水流はそれ以外の全ての水流をいうものと法上規定してある。⁽²¹⁾

以上をもって、プロイセンの主たる公物管理法の紹介を終え、学説の検討に入いる。

さて、私所有権説にあっては、公物の所有権と日本でいうところの公物管理権に当たる道路警察（権）とは区別する。従つて、道路法上の論点としては、道路の公用開始・公用廃止そして道路建設負担に集約される道路警察が挙げられる。そして、その問題は道路使用の中でも顕在化していく。以下、後者の道路使用から学説を辿ってみる。

まずカウフマンは「公所有権という概念はドイツ行政法に欠け」、そのことは、「公所有権概念をすでに決定の基礎にしてきたザクセン高等行政裁判所 (OVG) が新たにそれを放棄した」（Vgl. Jahrb., Sächs. OVG 15, S. 175 f.）窺知済みである、と述べる (Dazu vgl. E. Kaufmann Art., Verwaltung, Verwaltungsrecht „, im WBStVR. III, 1914 S. 707.)。更に、カウフマンは「公物と同様に、一般の受益権 (Regalität) はプロイセン道路法においては廃止され、公共团

体の私有権においてか、国家官庁の警察的活動において廃止されている。しかも一般使用を保護し、規制する警察において、おいても廃止されてゐる」。又、プロイセン水法に際して、彼は、すべての水流についての私所有権が承認され、実施されいの旨説示し、ザクセン法（道路法）を例に挙げ、且つ、ブルテンブルク法についてはゲマインデの下にある私所有権によつて、一般使用を超えた使用につき私法的な契約の可能性が承認されてゐるとしてO.マイヤー説の反駁を試みている (Kaufmann, a.a.O., S. 707.)。

次に、マイヤー・ショーネの各学説を一瞥する。

フライナーの所説は、まず一般使用の保護は警察の義務と捉え、その警察は、「個々の命令の発布（発令）によりその職務を遂行するばかりでなく、安全性・快適さ、そして清潔との維持や、公道・街路・公園、或いは水路の安全性についての警察命令の制度によって管理する権限を与えてゐる」と説く (Fleiner, a.a.O., S. 376.)。

次に、一般使用に対する侵害の争い方につき、古い普通法上の民事裁判を排除している現在では、個人が任意に行政不服審査及び行政訴訟という手法で争えばよい旨、彼は述べ、そして一般使用において第三者を違法に妨害してきた私人 (BGB § 823 Abs. 2) 或は公務員 (BGB § 839) に対する私法上の損害賠償請求訴訟が留保されてゐるに付する (S. 376.)。他方、増

大する一般使用という視点で、沿道・沿岸住民の一般使用については「これを権利と認めない考え方、即ち、「沿岸住民はあらゆる他の地方居住者として、一般使用へのより高い権利の主張を何も有しない」という考えを述べ、かかる事実的な要因に基づく特別扱いは、増大する公物使用について警察許可 ((Polizeilichen Bewilligung) である (禁止の解除)、許可 (Erlaubnis) に係るしめるべきだといふ (a.a.O., S. 377 ff.)。

「さて、W・イヒリネックの所説につき触及す。」
W・イヒリネックは一般使用を「一般的な方法で使用である全ての人々に帰属する自由であり、その目的設定に相応しき、或いは目的設定がないか、はつきりしないもの」と定義付け、道路の歩行・走行、歩道の利用等を挙げる。ただ、裁判上、一般使用のカテゴリーに付、乗合自動車による道路使用は、これに含まれると判示せれたり (ザクセン行政裁判所判決 Sachsen OVG, 26. Febr. 26. Jahrb. 29, 115 ff.)、西プロイセンの路面電車 (Straßenlokomotive) による国道 (Chausse) の走行は「それは船舶など」 (Pr. OVG 5. Juni. 13, Entschr. 64, 494 ff.) と評定しだつて、このカトガード明確になら、彼は指摘する (W. Jellinek, a.a.O., S. 510.)。

最後に、ベッチャックの所説を紹介する。

ベッチャックは一般使用を国民の個人の自由以外の何ものでもないとして次のように説示する。即ち、一般使用とは、「いかなる主觀的公權 (権利) でもなく、一般的に言われている如

く、客觀的な法規範の反射である。即ち、公物を管理する警察の「反射である」と (J. Hatschek, a.a.O., S. 488.)⁽²²⁾。

以上をもって戦前の私所有権説の流れ及び学説の簡単な紹介を終える。

「さて、最後に、戦前のドイツ公物法理論の総括を付す。」 T・マウンツの所説を引用し、戦後のドイツ公物法理論の橋渡しを行いたる。T・マウンツの「公物法の主要問題」なる

文献 (Theodor Maunz, Hauptprobleme des öffentlichen Sachenrechts, 1933) はハイデルベルク大学学長 W・イヒリネックのトドの学位請求論文の公刊化されたものである。従つて、マウンツの同論文の意図は、「公所有権説がドイツ国家の一蘭ント、ベンブルクの現行法と一致しうることを証明する」ものであつたし、彼自身公所有権説を探らないものの、彼の分析結果は公法的要素を非常に強調するのに嚮導されてしまつてゐる (Vgl. Maunz, a.a.O., S. 136 Ann. 286, 313.)⁽²³⁾。その上とは別に付、公所有権への批判は、おもにドイツの実定法に一致しない点、そして公物警察権——公物管理権と読みかえてよいであろう——と公物の所有権を符合せしむとに起因する公用開始行為の法的性質と他有公物——又、公占有についても——に、マイヤーの公所有権説の最大の弱点があるといふことに集約できる (S. 125, 129.)。かかる二元論から一元論への批判をもつて次のように説示する。即ち、「フランスの公產論も含めてマウンツは検証しているが、前述した如く、彼自身私所有権説に立つもの、マイヤーの所説の法

ドグマから完全に訣別しえない分析結果になつた、と評せる。

(2) 戦後ドイツの公物法理論

前記戦前ドイツの公物法理論については、T・マウンツの示唆に富む文献より、公所有権説との対比での戦前の公物法学説を通観する」ことができたし、問題点も各学説の検討より明らかとなつた。やゝや、次に戦後の公物法理論をいくつのかの学説を通して整理してゆく。

まず、戦後学説の到達点を理解するため、①H・ハーディングハウス(Herbert Hardinghamhaus)の公物法所説、②W・ウナー(Werner Weber)、K・ショテルン(Klaus Stern)の各公物法所説を概観し、次に公物使用、ながんやく道路の一般使用を中心に、③E・フォルストホーフ(Ernst Forsthoff)の公物法所説、④J・ザルツヴェル(Jürgen Salzwedel)の公物法所説等を概観する。

次に、ハーディングハウスはその新しい概念につき、「新しい概念(構想)は必ずもって、従来支配的であつた限定的公物理論の欠点への解答である」という認識の下、公所有権説を道具として以下構想に至つてゐる(S. 147.)。

① H・ハーディングハウスの公物法所説　ハーディングハウスは一九六六年の「公物支配と公物管理」(Öffentliche Sachherrschaft und öffentliche Sachwaltung) の中で、従来の限定的公物理論(Die Theorie der beschränkt öffentlichen Sache)、すなわち、公用開始目的へ固執する見解を批判し、⁽²⁴⁾ いつ公物法の新しい概念構成を試みてゐる。彼の見解によれば、限定的公物理論は公用開始に合致した利用を強調し、そしてそれを保障していく。しかし、このような考えは時代遅れで、公用開始目的に役立つもの以外の利用を認めぬべきだと、その上

は、「道路が決して交通に利用されるばかりでなく、全ての可能な行政の他の給付の媒介物としても利用され」、そして道路が「配慮嚮導(Versorgungsleitung)」と解され、それが商売とか配慮(給付)産業に労働の場への発展可能性を生じさせたい。²⁹ いふから理由付けられると、彼は言う(H. Hardinghamhaus, a.a.O., S. 109.)。いふとから、彼は、「…それ故に、公用開始に合致した一般使用或いは行政使用ばかりでなく、公用開始と関係のない公衆の使用も又、公物目的に合致している」と捉え、かかる一般使用も公物目的に適合するという考え方の下、例え、法律上の要請或いは禁止に違反する利用などは公共の福祉と矛盾するのであるという限定を加えながら、新しい概念構成を試みる(S. 111 ff., 118 ff.)。

尚、それが公所有権理論と区別される理由は、新しい概念が

ある (S. 149f.)。

公用開始を所有権の中に根拠付けるのではなく、公物法の十分な妥当範囲をそれによって維持するからであり、そして新しい概念が公所有権理論に対し、私所有権を支持し、それによつて公物の取引能力——融通性——を維持するという点にある (S. 149.)。

しかし、そのように両者は区別されるものの、彼は又、「新しい概念は公用開始と関係のない利用に対する公用開始に合致した利用の優位によつて公的な利用利益に向けられるが、法治国家原理上危険な公物管理者の不当な要求を公所有権理論によつて回避する」のであると論を進め、公所有権は結局、法律によつて地位が与えらるのだと説く (S. 149.)。その具体例として、ハンブルク道路法 (Hamburger Wegegesetz) やバーデン・ヴュルテンベルク水法 (Baden-Württembergische Wasser-gesetz) の公所有権条項を挙げ、これが私所有権を排除するものなのか、彼は以下吟味してゆく。されによれば、自由ハンザ都市ハンブルクの所有権の下にある公用開始をされている公道の土地表面が公所有権であると法四条は規定しているが、これは、「公物についての私所有権を排除するところ」とよつて公所有権を生み出したのではなく、ただ公物管理を承認したにすぎず、そしてこのことから公物法の一元的体系から一元的体系に移行したのである」と説明し、この公所有権により公共の福祉の利益上、利用を規制する権限が担保されると、彼は理解

又、バーデン・ヴュルテンベルク水法四条一項 (§ 4 I WassG BW) の公所有権規定についても、彼は、「…純粹の公所有権が存するのではなく、所有権から何がある形式の除外の下で公物管理の一元的体系が存するのである」と理解し、基本法 (GG) 八九条の下の連邦水路——私所有権を探る——との整合性に欠けるものでないという (S. 151.)。⁽²⁵⁾

以上がハーディングガウスの一般使用についての所説である。

② W・ウェーバー／K・ショテルンの公物法所説 一九六二年のミュンスターでの国法学者大会報告を行つたW・ウェーバー及びK・ショテルンにおける公物法所説を概観するが、それに対するJ・ザルツヴェーテルの評価も含めて、以下これにつき紹介してゆく。⁽²⁶⁾

まず、初めに両者の報告骨子を整理すれば次のようになる。
「ウーハーバー報告」——アンショタルト的公物觀 彼は、従来の一般使用を營造物利用として捉え、私有財産を丸く覆い包む公法的地位を、公法の法的性格と捉える考え方 (いわゆる私所有権説) を支持する。そして、國家の水利規制 (水管理 Wasserhaushalt) に関する公的責任を新しい構想の下に置き、水法上の一般使用について、ドグマ的基礎をはつきりと排除すべきであると述べる。更に、彼は、道路法上の一般使用についてはこれを今日ではむしろ、『公物使用の古風な形式』と評す (Weber, a.a.O., S. 145 ff.; Salzwedel, a.a.O., S. 241.)。

〈シテルン報告〉 彼は、公物に社会的法治国家の指針 (Leitbild) による一般的な公法的秩序を与え、公用開始の整備に際しては、『組織行為 (Organisationsakt)』 & 『独自な性質をもつた法律行為 (Rechtsakt eigener Drägung)』 という考え方の下、道路法・水法をファンヌストボーハの下で『制度的な公的地位 (institutionell—öffentlichen Status)』 の上に置くべきを提唱す (Stern, a.a.O., S. 183 ff.; Salzwedel, a.a.O., S. 241 f.)。

〈ギルツガハーテルの評価〉 ギルツガハーテルはウーベーを「公物の部分的營造物化 (Veranstaltlichung = 营造物的擬制化)」により、国家・地方公共団体の道路と公水の管理を強化する傾向を許容する」者と捉え、シテルンについては「裁判例に内在していった交通空間或いは公水管理の要請についての行政上の総合計画を妨げる」となる個人の保護を整序する使用権体系に達する」と見做し、一般使用を營造物利用と考える手法は採らないもの、ウーベーの公物觀に近い立場を両報告に対しても示してゐる (Salzwedel, a.a.O., S. 242.)。

次に、両報告に依れば、公物の一般使用についての説示のうち、重要な箇所のみ簡単に引用しておく。

「点について、ウーベーは次のように述べてゐる。

道路・水に関する使用を一般使用 (Gemeingebräuch) と特別使用 (Sondernutzung) の対比から捉え、連邦長距離道路法 (Bundesfernstraßengesetz) によって導入された新しい道路立

法について、「それは特別使用と特別使用権について境界設定の中でも、一般使用の時代にあつた限定を得ようと努力するときにはやめて、新しい時代へと導いてゆく」。そして、それにより問題となる点は、「動的なそしてそれに最も近い静的な交通 (§ 7 Abs. 1 BFStrG) の新しさ法律上の一般使用の定義の集中は、従来許可なしにそして無償での沿道住民や譲解した、この場合の「高められた一般使用 (gesteigerten Gemeingebräuchs = 増加した一般使用)」の構成要素、即ち、我々の都市や村の生活にとって生業生活に不可欠と考えられるその要素を、許可を必要とする、使用料を必要とする特別使用 (erlaubnis—und gebühren pflichtigen Sondergebrauchs) の側からおそれがり主張せんとする所」ある (Weber, VVDStRL 21, S. 174.)。

最後に、ウーベーは、「既に明らかにされた如く、公道にかかる特別使用は連邦長距離道路法以来、完全に公物の公法的支配の下に引っぱり込まれてゐる」 という現状認識の下 (S. 175.) 「行政法は全てをアンシヨタルヒ (Anstalt = 营造物) と捉え、そして……従来の一般使用を公物のアンシヨタルヒ的使用と捉える。自動車専用道路 (Autobahnen アウトバーン) や航行可能な運河 (Schiffahrtskanälen) に際して、アンシヨタルヒについての境界が明らかに踏み越えられてゐる」 と述べている。

(S. 179 f.)。ウーベーのいうアンシヨタルヒの一般使用の理論的メリットについては筆者も消極的評価をするが、更に、彼の道路使用について述べている考え方の全体的感想は、日

本での自由使用と特許使用たる占用許可の調和問題と軌を一に
するだらうし、『高まいた一般使用』については、これを許可
に係りしめるのか否の論争と符合するであらう。

次に、ショテルンの見解はこうである。

ショテルンはまずみて、公物をアンシヨタルトと捉える見
解に反対し、ウーバーの考えにも対峙する (Stern, VWDStR.
L 21, S. 190 f.)。そして、彼は私所有権説の立場より、公物管
理権行使の「形態」である公用開始 (Widmung) を、「わざわざ」制
度的な公的地位 (institutionell öffentlichen Status) の中へ移
す組織行為 (Organisationsakt) と見做す (S. 198 ff.)。

最後に、彼は一般使用を配分的参加 (Teilhabe) より位置付
け、次のように結論付け⁽²⁷⁾。

即ち、「一般契約的に証明される利用」としての組織行為による
範囲の中や、國家の給付との配分的参加 (Teilhabe) への一般的
権利の特別な具体化としての一般使用への主觀的公権(権利)が
ある」と述べ⁽²⁸⁾。その論拠として彼は、道路交通許可法 (StVZO)
一条以下、連邦長距離道路法 (BFernStrG) 七条一項、水利規
制法 (WHG) 111条一項 (共同使用)、連邦水路法 (WStRG)
五条、セントラル法の水法や道路法の当該規定を挙げる (S.
219 und Anm. 206.)。又、抗弁権 (Gegenrechten) によつて
保護されない剥奪や侵害は、行政裁判所によつ (Art. 2 Abs.
1 GG, §§ 40, 42 VwGO)。そして民事裁判所により保護やおこ
るべく、と彼は説明する (S. 219.)。以上のショテルンの一般使

用等の考えは、裁判的救済などの面でウーバーに比して興味
ある所説と思う。以上をもつて②の紹介を終える。

③ E・フォルストホーフの公物法所説 生存（生活）配
慮 (Daseinsvorsorge) のカテゴリーの中に公物法を位置付ける

フォルストホーフの所説の特徴は、通説が一般使用を反射的利
益であつて、権利ではないと説明するのに對し、これを権利と
捉える前述のK・ショテルン的な思考と軌を一にする点にあ
る。その点について以下、言及してゆく。

フォルストホーフは「行政法教科書」において、いの点につ
いて、個人は一般使用についての Teilnahme (参加) は妨げられ
ず、それを個人が妨害されたとき、一般使用についての個人の
参加 (Teilnahme) が問題となる。⁽²⁹⁾ つまり、「一般使用につい
ての個人の Teilnahme は、それが権利と見做されるような
法的に確固たるもの」、「Teilnahme は、國家の給付に関する
配分的参加 (Teilhabe) への一般的権利のある特別な具体化を
意味する」のでもある。フォルストホーフは説明する (Lehrb.
uch, S. 392.)。更に、彼は、裁判所も又一般使用への権利を一
時的に認めてしまつたし、その一般使用の種類と範囲は公物の性質
に従つて区別されており、形式において捉えられるべきではない
と述べる (S. 392.)。

次に、彼は道路の一般使用に關し、「自動車交通の発展によ
つて、道路の要請はあるある伝来的な一般使用の觀念」を変更
してしまつたと認識し、かかる状況下での一般使用が一般的調

和性の限界 (die Grenzen der Gemeinverträglichkeit) を維持しなければならない旨を指摘する (S. 393.)。これに関する問題として彼は、道交令 (StVO) 111条関連の駐車場と継続駐車の一般使用カテゴリーへの適用性と有料駐車たるペーリングメーターの問題を挙げる (S. 394.)。この議論を中心に特別使用的許可・特許使用の区分問題へと彼は更に敷衍していく。

以上ヤフオルストホーフの所説の紹介を終え、判例の若干の検討の前提として、最後に、ザルツガーデルの道路の一般使用について、その所説を見てもく。

(4) J. ザルツガーデルの公物法所説 基本法11条に基く制度的保障 (institutionelle Garantie) 説 ザルツガーデルは一般使用 (Gemeingebräuch) と共同使用 (Gemeinschaftsgebrauch)・個人の一般使用 (individueller Gemeingebräuch) をそれぞれ明確に区分・定義し、全ての者が特別な許可なしで自由である本来的な (eigentliche) 一般使用は、共同使用より狭いと説明する。

次に、権利 (subjektives öffentliches Recht=主観的公権) としての個人の一般使用の存続について、前述のヤハルストホーフの権利性を認める部分 (Forsthoff, Lehrbuch, S. 341 ff.) をザルツガーデルも引用し、権利としての個人の一般使用を肯定する論理を開拓して、⁽³²⁾ セントラルの権利を侵害された者は異議申立乃至取消請求を求めることが可能、その根拠の一例として田治体の着造物利用権 (Vgl. Z.B. § 18 GONW=ヘルム

ライン・ヴューストフタレン州市町村 (自由) 法) を彼は挙げている。⁽³³⁾

さて、かかる権利たる一般使用の根拠について、彼はやむに、基本法よりこれを求め、それが制度的保障であり、「この一般使用の制度的保障は航行或いは水利上の公水の使用にはせどんゞ」関係したる」並説明する (S. 246 f.)。即ち、「基本法11条1項 (Art. 2 Abs. 1 GG) における保障された人格の自由な発展への権利 (Recht auf freie Entfaltung der Persönlichkeit) は、他者と任意に取引を始めたり、ある場所からある他の所望する他の場所へ公道によってその場所に赴く可能性を全ての者に保障してさる」。基本法11条1項11項 (Art. 2 Abs. 2 Satz 2 GG) による人身の自由 (Freiheit der Person) の保障又、市民に道路使用のあらゆる権利を賦与するものであれ、この自由は身体の移動の自由 (körperliche Fortbewegungsfreiheit) を意味する、ヤハルツガーデルは認定する (S. 246.)⁽³⁴⁾。

従って、公用開始せられてくる全ての道路について、個人の一般使用権は憲法上保護され、公道のみがその対象となり、公水は保護の域外である旨彼は述べるが、その理由として、水利上の水使用への賦与された個人の一般使用を立法者が制限できないとかい、基本法11条1項、同条11項11文の各自由が公水の使用に従属しない点を挙げる (Salzwedel, DöV 1963, S. 247.)。

最後に、連邦と州の道路の一般使用について、基本法七四条

(競合立憲 [konkurrierende Gesetzgebungständigkeit] 条項)

が問題となるが、されど、道交法 (StVG)・道交令 (StVO) 各と州の道路法につき問題が顕在化する。これにても、ザルツヴィーデルは、「道路法は連邦を連邦長距離道路についてのみ規定する」とができない、他の道路については規律できなかつた」(1963, S. 250.)。これより、憲法は公物法と交通法との間の厳密な実体法上の境界設定を前提としている」と解説する (DöV 1963, S. 250.)。

II 15 Pr. ALR の継続規定の道交令 (StVO) 1条と州道路法 46 一般使用の問題は、一般的(性の)調和の原理の問題であり、大型車両の交通、路線バスの停車、継続駐車 (Dauerparken) 等が一般使用のカテゴリーに入るか否か、道交令 1条より争点となる所、彼は説示し、継続駐車が同令 1条違反であると判断する (S. 251.)。この問題は、交通を静的・動的に区分し、静的(止った)交通が一般性の原理に反するより、道交令 1条違反と捉える手法に起因している (S. 251.)。

以上をもつて、ザルツヴィーデルの所説の紹介を終える。

そして、戦後ドイツの公物法理論につき、主たる所説の中から窺知できた点は、O・マイヤー流の公所有権説を支持する者は他の所説においても少数であるが、私所有権を探る論者の中にもおいてもベーディングガウスのように、公用開始目的への固執にこだわる限定的公物理論をクリアーするその一つの道具概念として、公所有権説に目を向ける手法があつた。この手法により

一般使用に拡がりが生成されたと見る訳である。

他方、公物の一般使用を単なる反射的利益ではなく、権利と見做してゆく一つの流れがあつた。一つの流れは配分的参加 (Teihabe) によるもので、もう一つの流れは基本法の自由権に根拠を求めるものであつた。但し、後者の考えは、道路法のみに妥当し、それも制度的保障としてのみ機能しうるという限界を有していた。このことより、一般使用を権利乃至訴訟上追行しうるものに理論構成してゆくには、道路以外の公物使用を勘案した場合、後者にはなお若干検討を必要としなければならない。又、配分的参加についても、日本との比較で法制度上、どのよう位置付けるか等、考慮を要するだろうが、いずれにしてみ、一般使用の権利性につき参考となる議論であることは確かである。

(3) 道路使用 (一般使用) の判例

このことはドイツの道路法上の一般使用に関する裁判例を分類・整理する。

その前提として、ドイツの主たる公物管理法の紹介を連邦、州に分けて簡単に述べておく。

〈道路法制〉 道路法上、連邦法としては連邦長距離道路法 (FStrG) があり、同法 1条 1項においてアウトバーン (1文) と連邦道路 (1文) に道路を区分している。そして同法 7条において一般使用条項を設けている。FStrG が裁判においてよく問題となるケースは計画策定 (17条) (Planfeststellung) に

ついてであり、建築詳細計画 (Bebauungsplan) やその手続等が争点となつてゐる（一七条、一九条二項、三項など）。又、連邦法上、継続駐車 (Dauerparkens) などの、いわゆる静的交通 (ruhenden Verkehr) が一般使用のカテゴリーにはいるのか否か問題となるが、これについては道路法が問題となるのではなく、道路交通法が関係する。されば、道路交通法 (Straßenverkehrsgegesetz StVG) と道交令 (Straßenverkehrsordnung StVO) がそれぞれ整備されてゐる。

これに対し、州の道路法（八つの州と11つの都市州の合計11州）は、連邦と州の競合的立法 (konkurrerende Gesetzgebung) についての権限分配 (Kompetenzverteilung) 条項（基本法七二条一項、七四条二二号）より、各州毎に道路法が制定されてゐる。従つて、後で紹介する判例も、道路の一般使用を当該州道路法と道交法令 (StVG・StVO) 上、どのように解釈するかが一つの争点になつてゐる。因に、他の争点は一般使用を基本法との基本権に基づいて権利化するかである。

〈水法〉 日本でいう河川法に該当するのは水利規制法 (Wasserhaushaltsgesetz WHG=水管理法とも言ふ) があるが、ドイツではその他に河川交通の根拠法として連邦水路法 (Bundeswasserstraßengesetz WaStrG) がある。又、州レベルにおいては各州の水法が制定されてゐる。

他の公物法については割愛するが、港湾法 (Hafengesetz) について一言付け加えておく。“ドイツにおいて連邦レベルの港湾

法はない。従つて、ハンブルクやブレーメンなどの港湾法などがそれに代わる法律として存在するが、連邦水路法上の河川港 (Binnenhafen) などの例の如く。連邦水路法によつてもこの点はカバーされてゐる。⁽³⁷⁾

尚、ドイツの主要な公物法制を以下、図にまとめておく。

〔判例〕

ドイツにおける道路の一般使用に関する判例の分類・整理を行う。これで扱う一二の判例は、A 駐車及び駐車場、B その他的一般使用、C 廃道処分に分類して紹介する。又、最後の判例は道路の事例ではないが、水法上の特別使用の判例として示唆的なので紹介する。

（A・駐車及び駐車場）

①(バス) 一九七〇年三月三一日のリュンネブルク高等行政裁判所 (OVG) 判決—Schl. H

②(トラック) 一九六九年一二月一二日の連邦行政裁判所 (BVerWG) 判決—Bay

③(駐車場) 一九六九年一一月二八日の連邦行政裁判所 (BVerWG) 判決—NW

④(駐車場) 一九五四年九月二四日のハンブルク高等裁判所 (OLG) 判決

⑤(区) 一九五四年一一月一九日のハンブルク高等行政裁判所 (OVG) 判決

⑥(歩行者地帯) 一九八五年一〇月九日のバイエルン高等裁判所

ドイツ主要公物管理法一覧

作成・工居

A (連邦法制)

※改正については、一部のみ記す。Verordnung・Ordnung は施行令又は令と訳しておく。

道 路 法	水 法	そ の 他
<p>1. 連邦長距離道路法 Bundesfernstraßengesetz (FStrG) 1961. 8. 6 (BGBl. IS. 1742), 1974. 10. 1 (BGBl. IS. 2413)</p> <p>2. 道路交通法 Straßenverkehrs-gesetz (StVG) 1952. 12. 19 (BGBl. IS. 837)</p> <p>3. 道路交通令 Straßenverkehrs-ordnung (StVO) 1970. 11. 16 (BGBl. IS. 1565)</p> <p>4. アウトバーン等財産関連法 Gesetz über die vermögensrechtlichen Verhältnisse der Bundesautobahnen und sonstigen Bundesstraßen des Fernverkehrs. 1951. 3. 2 (BGBl. IS. 157)</p> <p>5. 鉄道交錯法 Gesetz über Kreuzungen von Eisenbahnen und Straßen (Eisenbahnkreuzungs-gesetz) 1971. 3. 21 (BGBl. IS. 337)</p>	<p>1. 水利規制法 Wasserhaushaltsgesetz (WHG) 1957. 7. 27 (BGBl. IS. 1110), 1976. 10. 16 (BGBl. IS. 3017)</p> <p>2. 連邦水路法 Bundeswasserstraßengesetz (WaStrG) 1968. 4. 2 (BGBl. II S. 173)</p>	<p><空法 Luftrecht></p> <p>1. 航空法 Luftverkehrsge-setz (Luft VG) 1968. 11. 4 (BGBl. IS. 1113)</p> <p>2. 航空令 Luftverkehrsordnung (Luft VO) 1969. 12. 14 (BGBl. IS. 2118)</p> <p><港湾 Hafen></p> <p>なし</p>

B (各州法) -1

道路法 (Straßen—und Wegerecht)	水法 (Wasserrecht)	そ の 他
<p>1. バーデン・ヴュルテンベルク道路法 Straßengesetz für Baden-Württemberg (Bad Wtbg StrG) 1964. 3. 20 (GBI. 1964, S. 127)</p> <p>2. バイエルン道路法 Bayerisches Straßen—und Wegegesetz (Bay StrWG) 1974. 7. 2 (GVBI. 1974, S. 610)</p> <p>3. ベルリン道路法 Berliner Straßengesetz (BIn StrG) 1964. 6. 9 (GVBI. 1964, S. 693)</p> <p>4. ブレーメン道路法 Bremisches Landesstraßengesetz (Brem L StrG) 1976. 12. 20 (GBI. 1976,</p>	<p>1. バーデン・ヴュルテンベルク水法 Wassergesetz für Baden-Württemberg (Bad Wtbg WG) 1960. 2. 25 (GBI. 1960, S. 17)</p> <p>2. バイエルン水法 Bayerisches Wassergesetz (Bay WG) 1975. 3. 7 (GVBI. 1975, S. 39)</p> <p>3. ベルリン水法 Berliner Wassergesetz (BIn WG) 1960. 2. 23 (GVBI. 1960, S. 133)</p> <p>4. ブレーメン水法 Bremisches Wassergesetz (Brem WG) 1962. 3. 13 (GBI. 1962, S. 59)</p>	<p>1. ハンブルク港湾法 Hamburgisches Hafengesetz (Hamb HG) 1954. 12. 21 (GVBI. 1954, S. 169)</p> <p>2. ハンブルク港湾法施行令 Verordnung zur Durchführung des Hafengesetzes 1955. 1. 7 (Hbg GVBI. III 9501-d-1 S. 1)</p> <p>3. ハンブルク堤防法 Gesetz zur Ordnung deichrechtlicher Ver-</p>

道路自由使用権の性格と利用者保護（畠山武道・土居正典）

B (各州法-2)

道路法 (Straßen—und Wegerecht)	水法 (Wasserrecht)	その他
S. 34)		
5. ヘッセン道路法 Hessisches Straßengesetz (Hess StrG) 1962.	5. ヘッセン水法 Hessisches Wassergesetz (Hess WG) 1960. 7. 6 (GVBI. 1960, S. 69)	hältnisse (Hamb DOG) 1964.
10. 9 (GVBI. 1962, S. 437)	6. ニーダーザクセン水法 Niedersächsisches Wassergesetz (Nds WG) 1970. 2. 1 (GVBI. 1970, S. 457)	4. 29 (GVBI. 1964, S. 79) = {Hbg GVBI. II 232-e S. 1}
6. ニーダーザクセン道路法 Niedersächsisches Straßengesetz (Nds StrG) 1962. 12. 14 (GVBI. 1962, S. 251)	7. ノルトライン, ヴェストファレン水法 Wassergesetz für das Land Nordrhein-Westfalen (Nordrh West WG) 1962. 5. 22 (GV. NW, S. 235)	4. ブレーマーハーフェン港湾法 Hafengesetz für Bremerhaven 1884. 3. 30 (Brem. GBI. S. 23) = {Sammlung des bremischen Rechts 9511-a-1 S. 1}
7. ノルトライン, ヴェストファレン道路法 Straßengesetz des Landes Nordrhein-Westfalen (Nordrh West LStrG) 1961. 11. 28 (GVBI. 1961, S. 305)	8. ザールラント水法 Saarländisches Wassergesetz (Saarl WG) 1960. 6. 28 (ABI. 1960, S. 511)	5. ブレーメン港湾法 Bremisches Hafengesetz 1966. 9. 27
8. ザールラント道路法 Saarländisches Straßengesetz (Saarl StrG) 1977. 10. 15 (ABI. 1977, S. 969)	9. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン水法 Wassergesetz des Landes Schleswig-Holstein (Schl H StrWG) 1962. 6. 22 (GVBI. 1962, S. 237)	6. ブレーメン港湾規則 (令) Bremische Hafenordnung 1966. 11. 18
9. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン道路法 Straßen—und Wegegesetz des Landes Schleswig-Holstein (Schl H StrWG) 1962. 6. 22 (GVBI. 1962, S. 237)	10. ハンブルク水法 Hamburgisches Wassergesetz (Hbg WG) 1960, 6. 20 (GVBI. 1960, S. 335)	7. ノルトライン・ヴェストファレン一般港湾令 Allgem. Hafen VO NW 1973. 10. 31 (GVBI. NW. 1973, S. 516)
10. ハンブルク道路法 Hamburgisches Wegegesetz (Hbg WG) 1974. 1. 22 (GVBI. 1974, S. 41) = {1961. 4. 4 (GVBI. 1961, S. 117)}*	11. ラインラント・プファルツ水法 Landeswassergesetz (LWG) für Rheinland-Pfalz (RhPf L StrG) 1977. 8. 1 (GVBI. 1977, S. 274) = {1963. 2. 15 (GVBI. 1963, S. 57)}*	(USW)
11. ラインラント・プファルツ道路 Landesstraßengesetz für Rheinland-Pfalz (RhPf L StrG) 1977. 8. 1 (GVBI. 1977, S. 274) = {1963. 2. 15 (GVBI. 1963, S. 57)}*		

*GVBI.=Gesetz—und Verordnungsblatt (法令集); GBI.=Gesetzblatt (法律集)

ABI.=Amtsblatt (官報); GV.=法令 尚, Ordnung=規則と訳す場合もある

* 筆者のコピー法令と異なる期日を記載した州法について、併記した。参照 E. Forsthoff, Lehrbuch, 10. Aufl., 1973 S. 375ff.

判所 (OLG) 決定

⑦(ヘルマー) 一九八五年九月五日の連邦行政裁判所
(BVerwG) 判決—Bad Wttbg

(B・その他的一般使用)

⑧(歩行者地帯) 一九八一年六月二六日の連邦行政裁判所
(BVerwG) 判決—Schl. H

⑨(タバコ自動販売機) 一九六八年九月二十五日の連邦行政裁判所 (BVerwG) 判決—Rh Pf
(C・廃道処分)

—Nordrh West (NW)
⑩一九五六年五月一一日のブレーメン行政裁判所 (VGH) 決定

(道路以外の事例)

⑪(温水の取水) 一九七一年一〇月一〇日の連邦行政裁判所
(BVerwG) 判決—Bay

さて、以上の一一の判例を簡単に紹介してゆくが、紹介に際しては次の視点から整理してゆく。⁽³⁸⁾

つまり、道路の一般使用についての考えは二つの流れがある。一方の流れは、交通には二つの区分があり、それは動的交通 (fießenden Verkehr) と静的交通 (ruhenden Verkehr) である、という考え方である。他方の流れは、一般使用といふのは単なる一般使用 (schlichten Gemeingebräuch) もあれば、

高められた一般使用 (gesteigerte Gemeingebräuch) もある。いう捉え方である。この二つの流れがそのまま判例にも投影されてくるのであるが、更にこの点を敷衍すれば以下説明がつく。

即ち、前者の問題は日本でいうむしろの公物管理権と公物警察権の交錯問題に近似しているが、ドイツ法では州の道路法と連邦の道交法令 (StVG-StVO) の交錯問題である。換言すれば、静的交通たる継続駐車 (Dauerparkens) は道路法ではなく、道交法上の問題であるところを点に集約される。他方、後者の問題は、基本法 (GG) 上、基本権 (GR) の根拠規定により單なる一般使用と高められた一般使用に区分され、基本法二条一項、三条一項が单なる一般使用の問題や、基本法一四条一項が沿道住民の高められた一般使用であるところを解釈に起因している。更に、一般使用に関する争点はかかる二つの流れの中でもその調整原理たる一般的調和性 (Gemeinverträglichkeit) により交通整理がなされ、かつ一般使用の無償性もこのよだんなプロセスの中で判断される。⁽³⁹⁾ 以上の点に留意しながら、判例を整理してゆく。

(A・駐車及び駐車場) ①～⑦ (七ケース)

Aグループの七つの判例は大別して、三つに分けられる。すなわち、(i) 一般使用の無償性に関する事例 (①、③)、(ii) 駐車場使用料の徴収と財政調整法一三条の抵触関係に関する事例 (④、⑤)、(iii) 道交法違反事例 (②、⑥として⑦) の三つに分けられ

る。そのうち、主たる部分のみ判決を引用する。

(i)

①は従来、広場として公に供されていた場所に路線バスのバス発着駅 (Omnibusbahnhof) を被出 (Bekl.) の市長が設置し、その利用者に対して使用料を徴収する」とが一般使用の無償性に反するか否かが争われた事例である。判決は、本件バス駅の設置により原告 (KI.) の一般使用が侵害されたこととして結局、バス駅使用料の徴収を正当と見做してこ。
これと反対に、③は監視付駐車場施設の設置を道交法 (特に、StVO) よりアプローチし、次のような結論に達している。

即ち、「道交令 StVO 一六条は駐車を StVO 一五条所定の停車に限定し、一定の時間的継続をいれる駐車が許されるか否かについて何ら規定していない」と捉え、この点から道交法上監視付駐車場による有料化は承認しないし、StVO 四条一項所定の交通の安全性と容易性からも本件設置は齟齬をきたしているから、その設置は許されないと。

(ii)

④と⑤は同じ事件であるが、本件は、ハンブルク市が従来広場であった敷地に、増加する自動車の駐車スペースを確保する手段として、同敷地での中の駐車場の監視営業を民間の駐車場協会に占用許可したことにつき、道路使用税 (Wegegeld) の徴収を禁止した財政調整法 (Finanzausgleichsgesetzes) 一三条上、駐車料金 (Parkgeld) を徴収する事が許容されるか否かが争点である。ハンブルク OLG の判決④は、協会は財政調整法一三条により駐車料を請求できない旨判示し、ハンブル

ク OVG の判決⑥は駐車料の徴収を道路利用者の容忍限度内に制限と捉え、同料金を協会は請求できないと判示していく。⑥の判決 (OGV) もれひに詳しく述べず、次のような理由から駐車の有償性を認めてしまう。即ち、一般使用は公権の反射 (ein Reflex des objektiven Rechtes) である——Teilhabe の生じる場合もあるとは認めてこ。
なり、一般使用の範囲内ではない——道交法上ハンブルク市内においては三〇分より短い時間のみが違反とならないと——、
という判決からそれが窺える。

(iii) ②の自宅前での夜間、日曜日やみに休日においてのトライックの継続駐車、歩行者地帯 (Fußgängerzonen) やの自動車の駐車に関する⑥、そしてトランマー (Kraftfahrzeuganhängern) の継続駐車 (Dauerparkens) は闇かね⑦は共に StVO 違反である旨判示された事例である。これひの事例は、一般的調和性に欠ける継続駐車が道交令の各規定 (②道交令一条、一六条違反、⑥道交令一二条一項六号) に違反し、⑦道交令一二条三項 a 違反) に違反する静的交通である点に共通性を有する。

(B・その他の一般使用) ⑧、⑨の二ケース

⑧のケースは写真屋である KI. が顧客の車の出入りのため、歩行者地帯となつてゐる部分の時間に無制限に車で出入りできる措置を行ふ。道路交通法に義務付ける請求、いわゆる義務付け訴訟 (Verpflichtungsklage) を提起した事例である。かかる交通規制的措置 (verkehrsregelenden Maßnahmen) が道交令

及びシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン道路法上許容されるのか、そしてそれは一般使用のカテゴリーにはいるのか否かが本件の争点である。

これにつき、判決は、「道交法は道路法上の道路の公用開始の範囲を超えて他の利用の種類を許容する交通規制的措置権限を与えていない」と判示し、Kl. 主張の「」の問題は道交令四五条（交通標識と交通施設条項）、四六条（例外的認可と許可条項）に関する問題ではなく、同州の道路法二二条六項（特別使用の許可条項）についての問題である旨述べている。又、道交令二九条（過度の利用）と同州道路法二二条六項の授権関係については、「かかる授權は道交令二九条の許可という狭い範囲についてのみ同州道路法二二条六項を含む」が、原告が請求してくるような道交令とは異質の特別な、或いは例外的な認可については同州道路法二二条六項を含まない」として訴えを斥けている。

次に、④の事例は家の正面に据えたタバコ自動販売機(Zigarettenautomaten)に対する市側の除去命令に起因した道路的一般使用の事件である。判決は、「連邦長距離道路以外の道路の一般使用 (§ 7 Abs. 1 FStrG) は、連邦法上、一般使用が基本法二条一項、二条一項、そして二四条一項の基本権保障の本質において理解せねばならない点においてのみ規制される」として、原告の取消請求 (Anfechtungsklage) を認容している。結局、本件自動販売機が一般的調和性 (Gemeinverträglichkeit) に欠

けるものだないという認定が、かかる一般使用を肯定する要因である。

(C)・廃道処分) ⑩、⑪の二つのケース

廃道処分に際しては、原告は沿道住民 (Anlieger) たる地位において、基本法二四条一項（所有権の保障）を根拠に、高められた一般使用 (gesteigerte Gemeingebräuch) の侵害を争うわけで、⑩はそれを肯定し、⑪は否定した事例である。

まず、⑩の判決は、「基本権 (GR) によって保障された一般使用についての参加は、それが基本法 (GG) 二四条一項に遡及される限り、道路の廃止 (die Einziehung der Straße) によって侵害される権利を含む」と判示している。判決の論理構成は一般使用を二つに区分し、単なる一般使用（人格の自由な発展 GG 二二条、活動・移動の（人身の）自由 GG 二二条に基づく使用）と「高められた一般使用 (GG 二四条一項の所有権の保障に基づく使用)」を挙げ、後者に属する沿道住民の使用 (Anliegergebrauch) は道路の廃止に対する方向にも関係し、かかる公用廃止は基本法二四条一項違反になる、とするのである。

反対に、⑪のケースは、建築詳細計画 (Bebauungsplan) 上の、旧 A 道路敷地にあたる所に印刷・出版の建物の新 B 道路上の建築許可を、A 道路の沿道住民がその建築許可及び A 道路の公用廃止 (Entwidmung) の取消を求めたもので、原告の請求が受けられた事例である。判決は道路管理 (Straßenführung) たる公用廃止処分を沿道住民が争えない血迷ぐてある。」の判

血の意味するといひは、沿道住民の権利は日本でいう團體地通行権（民法二一〇条）や、それを超えた公用廃止処分を争える権利ではないとしたといひにある。

（道路法以外の②の事例）——WHG の事例

⑫の争点は、温水の取水につき許可を受けている原告らが第三者である本件訴訟参加人に与えられた温泉の取水のための制限的許可につき、取消請求を行いうるか否かである。

これにても、本件判決はまず、水利規制法（WHG）上の許可と特許の区分について、「水法上の許可（Erlaubnis, §7 WHG）と特許（Bewilligung, §8 WHG）の区別は、水利用の対象や範囲によるのではなく、それらによつて保護される法的地位の種類による」（判示）。

次に、原告の主張の「特許手続（Bewilligungsverfahren, §9 WHG）」についての WHG の規定が第119節である原告の手続き的参加（Verfahrensbeteiligung）の保障により、直接的な公法上の近隣保護（Nachbarschütz）を認め（す）ることは次のように判断した。

即ち、「公法上の隣人保護は許可によって許容された水利に対する直ちに起（）るのではなく」（）控訴審（）VGH の見解を是認した。

最後に、判血は「近隣の容忍義務のもつとも外的な限界は許可や特許に対し、等しく基本法一四条一項の『所有権の保障』によって形成（）る」（）こと、やれば、「もし許可或（）は特許に

よつて、又はそれによる過度の利用によって既存の許認可所有者の水利上の状況が永続的に変容せられ、そして隣人がそれによりひどく耐えがたい状況におこやむれた時、公法上の隣人保護は、恐らく基本法一四条一項によつて惹起せられてくる」とし、本件はそのような法的地位にある者の請求ではないとして訴えを斥けている。

（1）ドイツ公物法理論史において、その萌芽期と見做しうるのは、

0・マイヤーの登場前であり、近代法が形成され、公物法としてドイツ法の中で位置付けられるのは、一九世紀初めから一八五〇年代頃のパンデクテン法学者の所説に代表される公物法理論である。とりわけ、ベーゼル城壁問題を契機としてドイツ公物法理論の萌芽期が形成されたと本稿では認識して（）。勿論、一九世紀以前においても、一七九四年のプロイセン一般ラント法（ALR）が存在し、これを萌芽と考える見解もあるやうだが、単に法律の存在だけではなく、学説の形成発展の Ansatz として、やはり、前述の時期を本稿では萌芽期とする。

又、ドイツ、日本やの一九世紀後半期の文献を見るかぎり、公物法理論の発生史をいの時期に求めて（）る著述を多く窺知し得（）るも、その根拠となる。フランクの公産論（）には、いりやは度外視する。

バーゼル城壁問題について詳しく述べた文献として次のものが挙げられる。

Vgl. Heinrich Wappäus, Zur Lehre von den dem Rechtsverkehr entzogen Sachen, 1867, S. 86 ff.; Max Layer, Prinzipien des Enteignungsrechtes, 1902, S. 616 ff.; Bernhard Windscheid, Pandekten, I, 1963 S. 726 Anm. 17.; Ferdinand Regelsberger, Pandekten, Bd. 1, 1893, S. 423 f. und Anm. 17.; Otto Mayer,

Deutsches Verwaltungsrecht, Bd. II, 1. Aufl., 1896, S. 64 ff.

und Anm. 8; Heinrich Dernburg, Pandekten I, 1884, S. 161

Anm. 1, 5; Eduard His, Eine historische Staatsteilung, in

Festgabe für F. Fleiner, 1927, S. 75 ff. 並、日本アーリング

（レーベ参看）の書籍に記載された、柳瀬良幹「公物の所有権」

（同・行政法の基礎理論〔清水弘文堂昭和八年〕所収）118頁以下

ト、美濃部達吉「公有物ノ性質ニ關スル學説」國家II卷七号八七

III頁以下（明治四〇年）、佐々木惣一「公物ヲ論ス」國家III卷九

号116頁以下（明治四一年）などがある。

最近のものとしては、磯村篤範「ドイツにおける公物法理論の形

成（完）法学論叢II卷五号五六頁以下（一九八六年）、II

II卷三号七八頁以下（一九八七年）、又、未公平のものとして、拙

稿「公物法理論成立史——ドイツにおける成立と日本行政法学への影

響」が挙げられる。

(一一-A) バーゼル城壁問題の経緯については、井手、一八二三四年八

月二六日のスイス連邦議会（eidgenössischen Tagsatzung）の分割

決定（Trennungsbeschluß）による政治的決着が註るが、それと

前後して、チューリッヒの上級裁判所長官トーラー（F.L. Keller）の仲

裁人（Obmann）による決定投票によると、一票差で確定した一八二

二年二月一日付付、バーゼル（Basel）州とバーゼル市の財産の分け

前（Vermögenquote）に関する分割標準（「バーゼル市三六%、バーゼル州六四%、人口数の割合による」）が両者間の合意事項であった。しかし、一八二三年二月十九日の仲裁裁定後の一八五九年に

バーゼル市が新たにより良い住居周辺の環境整備のため、同年六月二七日の都市拡張法（Stadterweiterungsgesetz）により、交通の妨げとなる城壁の取壊しを行つたので、再度、バーゼル州側と紛争状態になつた。その後の和解交渉も整わず、結局、州側の一八

六年七月三一日のスイス連邦裁判所への城壁の具体的な分割請求等を行つたのが本件請求である。vgl. E. His, a.a.O., S.

75 ff.

(n) Dazu vgl. His, a.a.O., S. 92 ff.; Wappäus, a.a.O., S. 87 ff. USW. 柳瀬・前掲論文II九二頁以下、磯村・前掲論文I五八一六一頁参照。

(o) ハバはバーゼル城壁問題について、「バーゼル国家分裂と城壁破壊過程の僅に轟く結果は、法律学を、特に公物理論を豈かなものにした」と、やして興味深い詳論や実際の適用に際して、いじりやれに固執する」とは我々に法律的な、そして法学史的な欲求を満足してくれるようと思われる」という感想を述べている（100頁）。

(p) ヒスは本件判決は（法律）鑑定書や言及せられた理論上、セントローマ法學上の論争問題と係り合つてゐる避けた眞評にて、（九八一九九）。

(q) Vgl. dazu His, a.a.O., S. 94 ff.; Wappäus, a.a.O., S. 87 ff.; Layer, a.a.O., S. 617-620.; Windscheid, a.a.O., S. 726 Ann. 17.

(r) Vgl. oben Ann. 5.

(s) ハバはバーゼル城壁問題について、近代ドイツの国家と法學（東京大學生版第一九七九年）一九九頁以下、碧海純一・佐藤正巳・村上淳一編・法學史（東京大学出版会一九七六年）III七頁以下、ギュルケについては、村上淳一・ゲルマン法史における由由と誠実（東京大学出版会一九八〇年）I三三頁以下、上山安敏・憲法社会史（日本評論社一九七七年）I四四以下、ゲルバーについては、笛倉前掲書一二八頁以下、上山・前掲書II七頁などが参考となる。又、O・マイヤーの行政法學の國家觀の分析に際して、アンショタルト的國家觀より、これに言及している示唆的文献として塙野宏・オホー・マイヤー行政法學の構造（有斐閣昭和三七年）八三頁以下が挙げられる。

(t) Z.B. Georg Jellinek, Allgemeine Saatslehre, 2. Aufl., 1905, S. 382 ff. ハバの長期の國家法人説については、上引・前掲書I

一九頁以下、一四四頁以下、特に、一一七頁（國家觀）、鹽海／伊藤／村上・前掲書一五八頁以下、R·H·マイニア著／佐藤幸治／長尾龍一／田中成明訳・西洋法思想の繼承－總積八束の思想史的考察（東京大学出版会一九七一年）四三頁以下（トーベンムの理論－國家法人説）、塩野・前掲書八三頁以下を見よ。

- (9) いの点についての詳しい分析は、塩野宏・前掲書五三頁以下、鈴木義男「行政法学方法論の変遷」（美濃部教授還暦記念・公法学の諸問題第二巻〔昭和九年〕所収）一四一六頁、一四頁一一六頁、碧海他・前掲書一五八一六一頁が参考となる。又、ドイツに於いて、いの点を觸及し、参考となる次の文献が挙げられる。vgl. Alfons Hueber, Otto Mayer Die „Juristische Methode“ im Verwaltungsrecht, 1982, S. 18 ff.; Rehm, Besprechung, AÖR 12 (1897), S. 590.; Wittmayer, Besprechung, AÖR 37 (1917), S. 473.
- (10) Dazu Otto Mayer, Theorie des Französischen Verwaltungsrechts, 1886; derselbe, Deutsches Verwaltungsrecht, Bd. II, 1. Aufl., 1896. また、いの點を觸れた、塩野・前掲書九頁以下参照。
- (11) マイヤーの公所有権説がドイツにおいて受け入れられた第一の理由は、正にマイヤーがフランス公產論の影響を受けたことによる。例えば、P·ルーベントは「フランス行政法理論」の書評で次のように評している。約言すれば、マイヤーが公有物法（いわゆる公物法）を読み換えて（もよこ）や國家の権力表示關係の中でも構成したりとは語り得ぬのである。ルーベントは次のように述べてゐる。vgl. P. Laband, Besprechung, AÖR 2 (1887), S. 155。又、E·カウフマン著「アーバン・ルーベントの著述」、ヘッヘル出版社やある意味して、vgl. E. Kaufmann Art. „Verwaltung, Verwaltungsrecht“, im WBSVR III, 1914, S. 703 ff., 707 f.; C. Behr, Besprechungen (J. Biemann, Die öffentlichen

Sachen, 1905), AÖR 21 (1906), S. 349. マイヤーのフランス行政法からの影響については、兼子仁・行政行為の公定力の理論（第二版）（東京大学出版会一九七五年）一九五頁及び注⁴⁾、塩野・前掲書六九頁以下に詳しい言及がある。いの点について兼子は、行政権の外延を決するのにペトディ、オーロックらの社会的行政觀を、行政権の内包についてはデュクロックらの公權力的行政觀をマイヤーが採用した旨分析する（一九五頁）。塩野も同趣旨である。

(12) マイヤーとフランス行政法との訣別は、「ドイツ行政法」初版の時に生じていると思われる。即ち、公所有権説を構成してから一八八年の時は、フランスの公權力的行政觀がなかなか斟酌されたと思われるが、マイヤー流に公法的衣の中に公物法を包摶した後は、もはやフランス行政法より吸収する所以は消滅したと思われる。マイヤーが最も精力を傾けたのは、ドイツ行政法学説内での自己の学説を流布せしめるにあつてである。いの点を証明する論拠として、マイヤーの教科書からフランス行政法への言及ないし引用がせむる事例を消したい。そして、一九〇五年には自己の「マイヤー行政法」初版の公物法部分をフランス語版や公用語版（四分冊本中、第三巻）などが挙げられる。V.O. Mayer, Le droit administrative allemand, Tome 3, 1905, pp. 87 et S.

(12-A) マイヤーは公物の法律關係を公法（jus publicum）とする、公所有権の理念を実定的に捉える。むろわけ、マイヤーは公的要因（Zweckmoment）を以て、公共用物（res publicae in publicis）の法律關係を説明し、公物に対する國家の権利を公法上の所有権と呼ぶ。但し、マイヤーとマイヤーの決定的な違いは、マイヤーが一般使用をその法律上の性質より、権利と見做す点である。尚、マイヤーの文獻（F. Eisele, Über das Rechtverhältnis der res publicae, 1873, S. 21 ff.）は直接見るにまだわからない。従って、マイヤーの考え方と、マイヤー等の公用箇所より間接的のみ観察した。vgl. Theodor Maunz, Hauptprobleme

des öffentlichen Sachenrechts, 1933, S. 101-105; Layer, a.a.O., S. 623 und Ann. 1.

メ、トマヤーの近著リヒトは、磯村前掲論文工六三頁以下に詳説する。

(13) マイヤーの反論は、彼のマイヤーの文庫が参考された。 dazu vgl. O. Mayer, Theorie, S. 224 f.; derselbe, Verw-R II¹; 1896, S. 65 ff.; derselbe, Der genewärtige Stand der Frage des öffentlichen Eigentums, AÖR 21 (1907), S. 510 ff., 522; derselbe, Neues vom öffentlichen Eigentum, AÖR 39 (1920), S. 77 ff., 90. なおトマヤーの公権説への強調がトマヤーのカウフマンらによると、マイヤー・ハーネルのE.トマヤーナー、ヘッサルク、W.イヒコボラクらの公所有権説を拒絶する傾向にある。

(14) Vgl. Karl F. Stengel, Lehrbuch des Deutschen Verwaltungsrechts, 1886, S. 49 ff.

(15) マイヤーは一八八六年の「トマヤー行政法理論」においては公營造物法として公物法を扱っているが、やがて公營造物法では次のようして説明している。即ち、公營造物の定義リヒトは、一定の公田的の遂行について規定し、やがてそれが結合して公物的並びに人的な国家手段は、公營造物 (service public=公務) を形成する。

(16) 公所有権の近著リヒトは、國家の所有権には二種あり、それは私所有権 (domaine privé de l'Etat 私產) と公所有権 (domaine public 公產) である (1111頁)。公產はそれ故に、公法に支配せられる國家の所有権である (1111九頁)。所有権と高権的なとの結合したものを公所有権とする (1111〇頁)。

(17-18) ①.トマヤーの「公権説」中、公營造物の使用立ても、彼は反射効にやれども、論者リヒト。vgl. „blosse Reflexwirkungen sind ferner in der Regel die „Recht“ auf den Gebrauch öffentlicher Sachen und Anstalten“ (Georg Jellinek,

System der subjektiven öffentlichen Rechte, 2. Aufl., 1905 S. 74.)。

(16) Vgl. Fritz Fleiner, Institutionen des deutschen Verwaltungsrechts, 2. Neudruck der 8. Aufl., 1963, S. 374.; Walter Jellinek, Verwaltungsrecht, 3. Aufl., 1948, S. 510.; Julius Hatschek, Institutionen des deutschen und preussischen Verwaltungsrechts, 1919, S. 488; Georg Meyer / T. Dochow, Lehrbuch des Deutschen Verwaltungsrechts, 4. Aufl., 1910, S. 237-251.

(17) プロイヤーの廃路法リヒトに據れば、プロイヤー廃路法の一般使用の單なる理由と捉へられてる。而、プロイヤー廃路法リヒトの最近の文献としては、高野修「国家法秩序と私的当事者の自由秩序工工三統——道路の建設維持及び地方自治行政に関するプロイヤー上級行政裁判所の判決を素材として」血治研究五六卷九号五一页以下、五六卷一四四一—一頁以下、五六卷一一号九四頁以下 (一九七一年)、磯村篤範「一九世紀プロイヤーにおける道路行政の法構造工工完」法学論叢一八卷一号四三頁以下 (一九八五年)、一九卷四号五五頁以下 (一九八六年)、和田正「国庫説 (一)」の論文工法論叢一三三卷三号七八頁以下 (一九八七年) などが挙げられる。

(18) 前注(13)のマイヤーの文献参照。尚、トマヤーの國庫理論の紹介については、林田和博「國庫論」法政研究九卷一号四七頁以下 (昭和二年)、三五二「國庫説の歴史的發展工工」國家用田卷四四四四頁以下、用田卷五四四一頁 (昭和一八年) がある。

(19) Dazu vgl. Fleiner, a.a.O., S. 367 ff.; W. Jellinek, a.a.O., S. 509; Hatschek, a.a.O., S. 489 ff.

(20) ヘッサルクは道路建設負担 (Wegebaulast) を論じる際、道路の種類によるべきの物理的体、道路建設義務が並んで記述され、次のよへた区分を行つてゐる。即ち、国庫

- (Chausseen)」[1]、ハント道、[2]、スマート道の[3]であります。」
 のハント道に[4]、一般ラント法(ARL) 1条の[5]の「[6]は、
 「州の一方の境から他方の境、或いは一方の市か、又一方の郵便
 局や或いは税関ない他方のそれ、或いは海や主要な水流に至る
 道路は、ハント道或いは軍用道路と呼ばれる」と規定してある
 (Hatschek, a.a.O., S. 491 f.)。
- (21) プロイセン水法二条一項、三条一項、四条一項、五条三項、七
 条、そして八条一項参照。尚、第一種は國の所有権に、第二種は沿
 岸住民の所有権の下におる。そして、第一種の維持義務は國、第二
 種は水組合になつてゐる。又、あるゆる水流に存してゐる私所有権
 は公的な目的拘束によつて、一般使用との調和が図られてゐる。
 vgl. Hatschek, a.a.O., S. 499; W. Jellinek, a.a.O., S. 507. 尚、
 プロイセン水法の紹介[7]、武井群嗣・比較水法論(昭和一
 年)、岡田文秀・水法論(常識書房昭和六年)などの文献が挙げら
 れる。
- (22) ハマイナーは増大する一般使用の例として、公道・公園の足場
 (Baugerüsten)、露店(Marktbuden)の設置、公道の空中に架き
 出したシーケーブン、公水への工場の排水、そして公水からの砂利
 の採取などを挙げ、これらは警察許可たる日本や、う許可使用に該
 んど述べてある([1]七八一三七九頁)。
- (23) ハチュックは、許可使用の例としてソーダ水屋台施設、市場
 の商売の施設(Marktstandes)、排水目的のための道路下水溝の利
 用を挙げ([1]七八頁)、特許使用の例としては、軌道の敷設、ガス
 管、ケーブル、そして水施設の埋設に対する特許を挙げている
 ([1]七八頁)。
- (24) Vgl. Herbert Hardingham, Öffentliche Sachherrschaft und
 öffentliche Sachwalzung, 1966, S. 107 ff., 147 ff.
- (25) かかる所有権規定の操作方の回遊地の上に、即ち
 一ペーが、[8] vgl. Werner Weber, Die Öffentliche Sache,

VVDStRL 21 (1964), S. 157 ff., 162 f. 又、ハーマンガウスは
 公物管理の兼ねりで、H. - T. ホルト(Wolff)の機関管理
 (Organwaltung)の概念を元に用いて、公物管理を特色付け
 たハーマンガウス([1]三三頁)。

- (26) Dazu Werner Weber, Die Öffentliche Sache, VVDStRL 21
 (1964), S. 145 ff.; Klaus Stern, a.a.O., VVDStRL 21 (1964), S.
 183 ff.; Jürgen Salzwedel, Gedanken zur Fortentwicklung des
 Rechts der öffentlichen Sachen, DöV 1963, S. 241 ff.

- (27) Teilhabe として論議上の問題があつて、「参加」は「請求権」の「やれども」を意味する「配分」である。「配分」は「譲求権」の「やれども」を意味する「譲付」の「配分」である。戸波論文によれば、「それは配分請求権、持
 分権、参加権、参与権など」の名称があると指摘なされてゐる。参考、
 戸波江一「西ドイツにおける基本権解釈の新傾向」(田完)、自治研
 究五四卷七号～一一号中、七号八五頁注脚、田。その他、村上武則
 「Teilhabe (配分参加)」([1]〔杉村敏正先生還暦記念・現代行
 政と法の支配「有斐閣昭和五三年」所収)七三頁以下、塩野宏「紹
 介・フォルストホーフ『給付行政の法律問題』」國家七三卷一～一
 一四八四頁以下、特八六頁、九四頁(縦導概念たる配分)。因に、
 前掲村上論文は、前掲戸波論文(実体的参加請求権の問題)に対し
 て、手続的参加権の問題を含めて総合的に検討した点に特色がある
 旨、指摘しておられる(同論文九六頁付記参照)。尚、本稿では「配
 分的参加」と訳しておへ。
- (28) シュテルンは「支配的な見解によれば、これがなる実体的な主権
 的公権(権利)も特別使用許可に固執するものではなく、恐らく形
 式は瑕疵なき裁量の決定に固執する」と述べてある([1]一〇頁)。
- (29) Vgl. Ernst Forsthoff, Lehrbuch des Verwaltungsrechts,
 Bd. 1, 10. Aufl., 1973, S. 392 ff.
- (30) 前注を参照。又、配分的参加としてのハーマンガウスの見
 解は、次の文献にねじて参考してある。vgl. E. Forsthoff, Begriff

und Wesen des sozialen Rechtsstaates, in *Rechtsstaat im Wandel*, 2. Aufl., 1976, S. 74 f. ハヤハベーポー^トが回答した。」
「次のもとに配分的参加を捉える。是れ、
法治国家と配分的参加についての考慮は、社会的法治国家の問題
に關係があり、社会的保障 (Sozialrechtliche Gewährleistungen)
は並んで、制限にではなく、実定上の給付によるもの、即ち
はなく、配分的参加にかかる問題である (七四一七用頁)。即ち
配分的参加は今日、国家に対する個人の關係を規定する主要概念
(Kardinalbegriffe) である。権利や請求についての配分的参加は、個
人としての社会的地位を保証するのではなく、個人に保障によって扶助
や、給付的、分配的、配分的国家 (Teilenden Staat) である、社
会国家 (Soziale Staat) である (七用頁)。この他に、(1) 次
の如きの論點。 vgl. derselbe, *Rechtsfragen der leistenden Ver-
waltung*, 1959, S. 41 f.

(31) Vgl. Jürgen Salzwedel, *Gedanken zur Fortentwicklung
des Rechts der öffentlichen Sachen*, DöV 1963, S. 244 f.

(32) Salzwedel, DöV 1963, S. 246.

(33) Dazu vgl. Salzwedel in Erichsen / Martens, *Allg. VerwR*,
3. Aufl., 1978, S. 368 f.; desgle. in von Münch, Bes. *VerwR*,
5. Aufl., 1979, S. 566 f.; Hartmut Maurer, *Gemeingebräuch
und Anliegernutzung im Straßenrecht*, DöV 1975, 217 ff., 222
ff., 226 ff.

(34) 道路法の一般使用に際しては、公物管理権と公物警戒権の境界
問題と連邦と州の権限分配が基本法七二条一項、七四条一一号 (競
合立法) による問題となる。詳細は判例・法則の通りで述べる。

(35) 戦後ジャンドは、「P・ジャクソンなどが擧げられるが、彼の
見解は、「公所有権は公物の範囲を限定しない。されば、公物がそ
の有体性によりて社会の目的に直接役立つ場合のみ許せ」や、「公
物との關係を結ぶ個人に関する、公所有権の採用は原則としてか

なる損害を与えることの意味である。」とする整理であ
る。³⁰ vgl. Peter Wittig, *Das öffentliche Eigentum*, DVBl.
1969, 680 ff., 687. 依然公物などにて、限定的に公所有権説的
な考え方を主張する例は、田中の学説におけるもの。塩野宏「自然
公物の管理の課題と方針」(建設省編・国土建設の将来展望「建設省
三〇周年記念、昭和五四年」所収) 一一二一頁以下、特に一二三五
頁以下、来生新「海の管理」(雄川・塙野・園部編・現代行政法体
系九卷所収) 三四七一三四八頁参照。又、公共信託理論の考え方、
O・マイヤー的公所有権説に依拠しない限り、共通な部分もあるの
ではないか。

(36) ザルツガーテルの制度的保障説については、道路の一般使用
のみにしか妥当しない点は、その理論的欠点があらわむとの論點につ
いての如き³¹、原田尚彦「公物管理行為と司法審査——自然
公物の利用権と環境権に関する裁判」(同・環境権と裁判「弘文堂昭
和二年」所収) 九一頁以下、特に、一〇五頁参照。

(37) 諸外国、特リニティの港湾について、成田頼明「西ドイツの
港湾法制」(運輸経済研究セミナー・港湾に関する比較法制度「昭
和二年」所収) 一頁以上、日本港湾協会・米欧諸国港湾管理と
その政政(昭和二年)が参考となる。又、道路法制については、
歐米主要国道路事情調査特別委員会報告書(日本道路協会)・歐米
主要国の道路事情に関する調査研究(一九八〇年)などをあ。

(38) OVG Lüneburg, Urteil vom 31. 3. 1970, DVBl. 1970, S.
588 ff.

³⁰BVerwG, Urteil vom 12. 12. 1969, DVBl. 1970, S. 586 ff.

³¹BVerwG, Urteil vom 28. 11. 1969, DVBl. 1970, S. 584 ff.

³²OIG Hamburg, Urteil vom 24. 9. 1954, BB 1954, S. 884 ff.

³³OGV Hamburg, Urteil vom 19. 11. 1954, BB 1954, S. 1047 f;

³⁴Bay ObLG, Beschl. vom 9. 10. 1985, DöV 1986, S. 524.
DVBl. 1986, S. 410 f.

- ⑤BVerwG, Urteil. vom 5. 9. 1985, DöV 1986, S. 523.
- ⑥BVerwG, Urteil. vom 26. 6. 1981, DVBl. 1982, S. 31 f.
- ⑦BVerwG, Urteil. vom 25. 9. 1968, DVBl. 1969, S. 308 ff.;
BVerwGE 30, 235 ff.
- ⑧BVerwG, Urteil vom 25. 6. 1969, DVBl. 1969, S. 696 f.
- ⑨VGH Bremen Beschl. vom 11. 5. 1956, DöV 1956, S. 541 f.
- ⑩BVerwG, Urteil. vom 20. 10. 1972, BVerwGE 41, 58 ff.
- (3) Vgl. Friedrich Adolf Jahn, Gemeingebräuch und Sondernutzung nach den neuen Straßen—und Wegegesetzen, NJW 1961, S. 2196 f.; Maurer, a.a.O., DöV 1975, 217 ff. 222 ff., 226 ff.